

平成23年度版

# 相模原市の男女共同参画

## 男女共同参画に関する年次報告書

平成22年度報告



男女共同参画

相模原市

## 本書について

本書は、「さがみはら男女共同参画推進条例」（平成 16 年 4 月施行）及び「さがみはら男女共同参画プラン 21」に基づく年次報告書として、男女共同参画の状況や男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民のみなさまに公表するものです。

# 目 次

## I 相模原市の男女共同参画の状況

1	人口動態	
1	人口の推移	2
2	婚姻・離婚推移	3
3	出生率の推移	3
4	高齢化率の推移	4
5	男女別労働力率	4
2	男女共同参画の状況	
	政策・方針決定過程における男女共同参画の状況	
(1)	審議会等における女性委員の参画状況の推移	5
(2)	市職員の女性の登用状況(係長級以上)	6
3	男女共同参画推進条例施行後の施策の実施状況の推移	7

## II 平成22年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

さがみはら男女共同参画プラン21	計画の体系	12
	平成22年度男女共同参画の推進状況	13
基本方針Ⅰ	男女共同参画社会への意識改革	
施策の方向1	男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し	15
施策の方向2	男女の人権の尊重と男女平等を基本とする学習の推進	17
施策の方向3	男女の精神的・経済的・生活的自立に向けた意識の醸成	19
基本方針Ⅱ	あらゆる分野への男女共同参画の促進	
施策の方向4	女性のエンパワーメントへの支援と情報の提供	20
施策の方向5	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	22
施策の方向6	家庭生活・地域活動・社会活動への男女の共同参画の促進	24
基本方針Ⅲ	男女が共に働きやすい環境づくり	
施策の方向7	男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくりの推進	26
施策の方向8	女性の就業機会の拡大と男女の多様な働き方の支援	27
施策の方向9	働く男女の職業上の責任と家庭責任の両立支援	28

基本方針Ⅳ	男女が共に自立し多様な生き方を選択できる環境づくり	
施策の方向 10	援助を必要とする高齢女性等への自立支援	29
施策の方向 11	育児・介護を社会的に支える環境づくり	32
施策の方向 12	女性と男性が家庭責任を担える生活環境づくり	
(施策の方向6)	家庭生活・地域活動・社会活動への男女の共同参画の促進を参照)	
施策の方向 13	個性を尊重し、多様な生き方が尊重される社会づくり	36
基本方針Ⅴ	女性の身体の尊重と人権の確立	
施策の方向 14	人権としての両性の尊重と理解の促進	37
施策の方向 15	女性を取り巻くあらゆる暴力をなくす環境づくり	39
施策の方向 16	女性の生涯にわたる心と身体の健康づくりと自己決定権の確立	42
施策の方向 17	さがみはらで育つ子どもたちへの性教育の推進	45
基本方針Ⅵ	国際交流・国際協力の推進	
施策の方向 18	世界が取り組む人権問題についての理解とその解決に向けた 国際協力・交流の促進	46
施策の方向 19	外国人女性の抱える問題解決とネットワークづくり	47
Ⅲ	男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告	49
(資料)		
・	さがみはら男女共同参画推進条例	53
・	男女共同参画社会基本法	59
・	男女共同参画に関する年表	67
・	さがみはら男女共同参画都市宣言	69

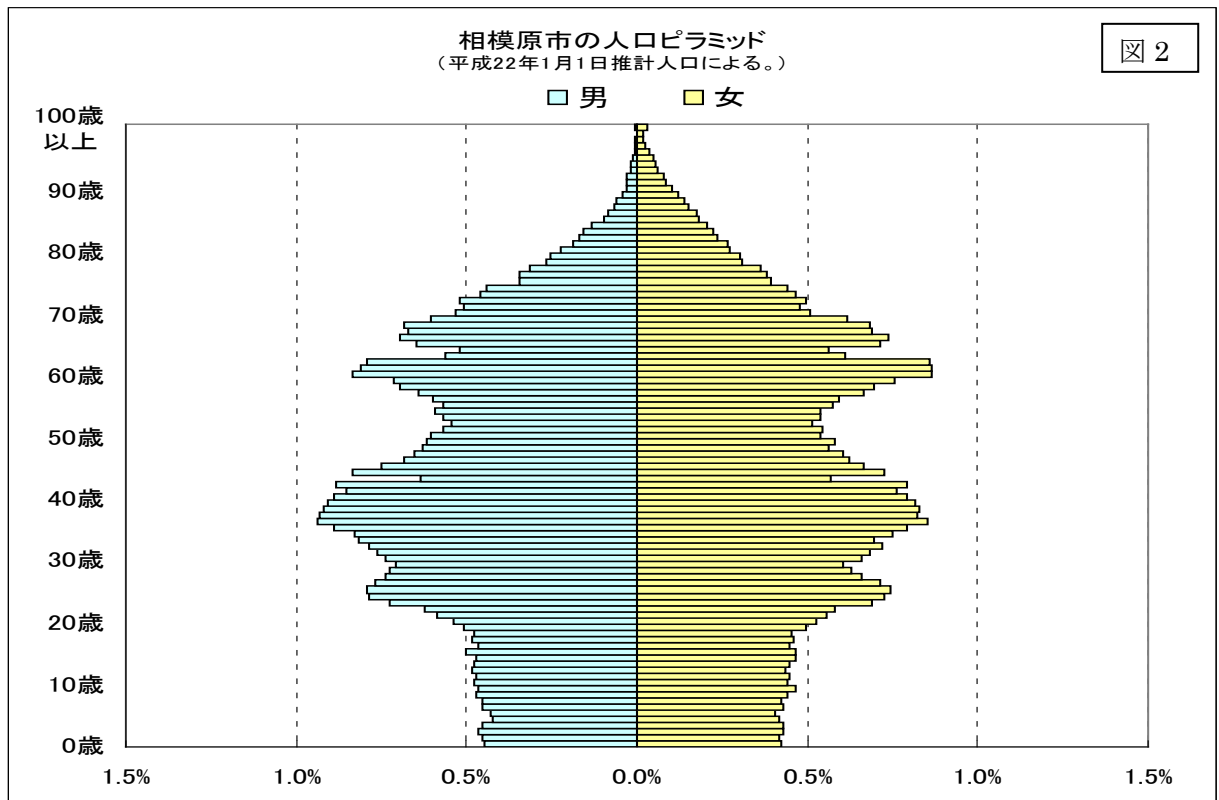
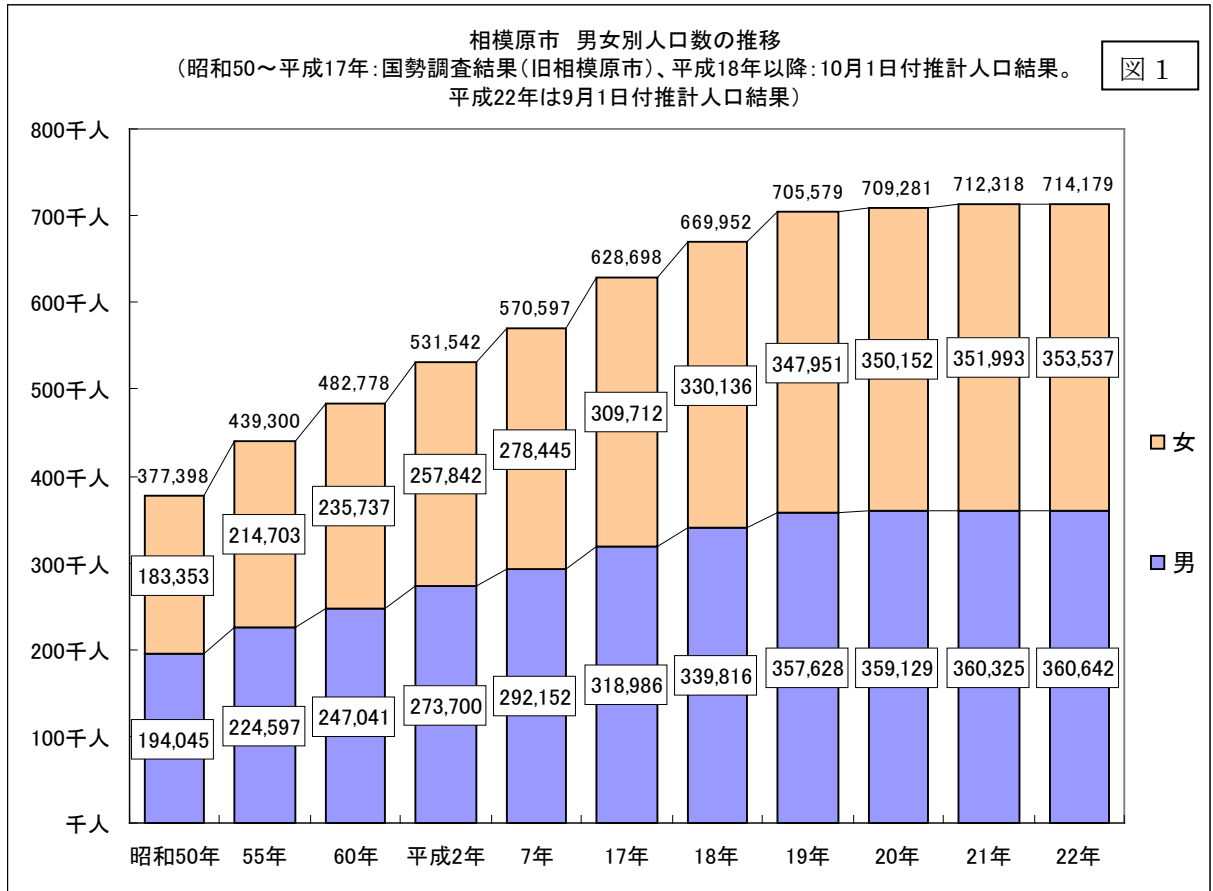
# I 相模原市の男女共同参画の状況

# 1 人口動態

## 1 人口の推移

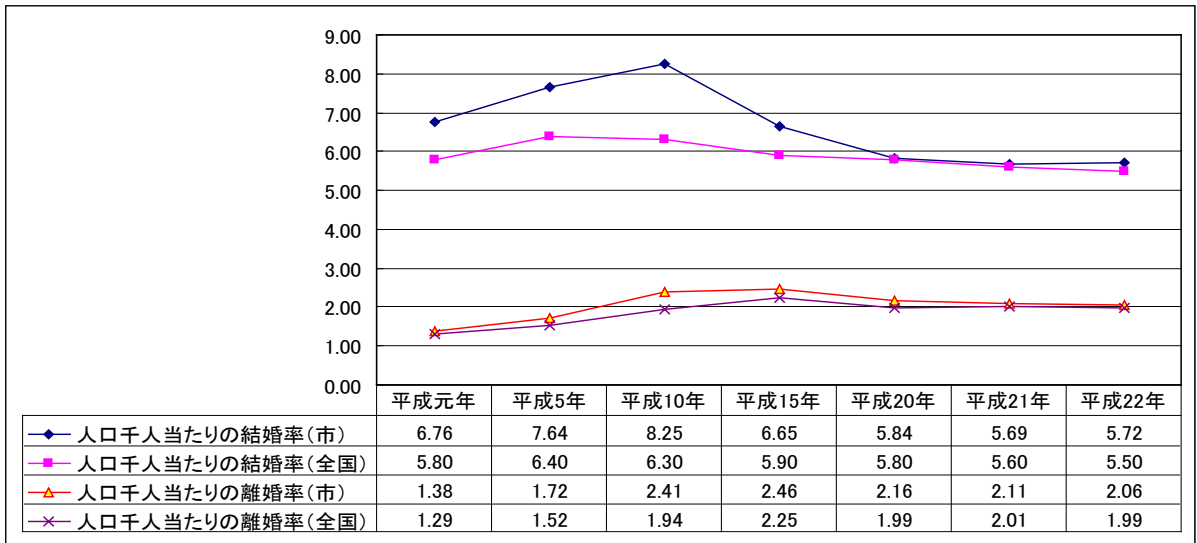
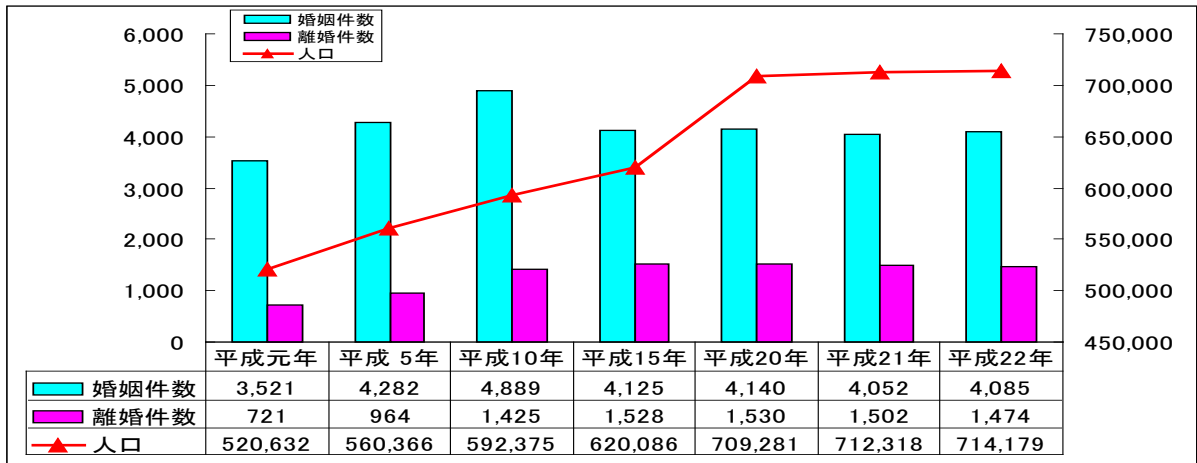
本市の人口は、**714,179**人と、70万人を越す人口となっています。

70万市民の力を最大限に活かすためにも、あらゆる分野への男女共同参画や、男女がともに働きやすい環境づくりなどの諸施策を、さらに推進する必要があります。



## 2 婚姻・離婚推移

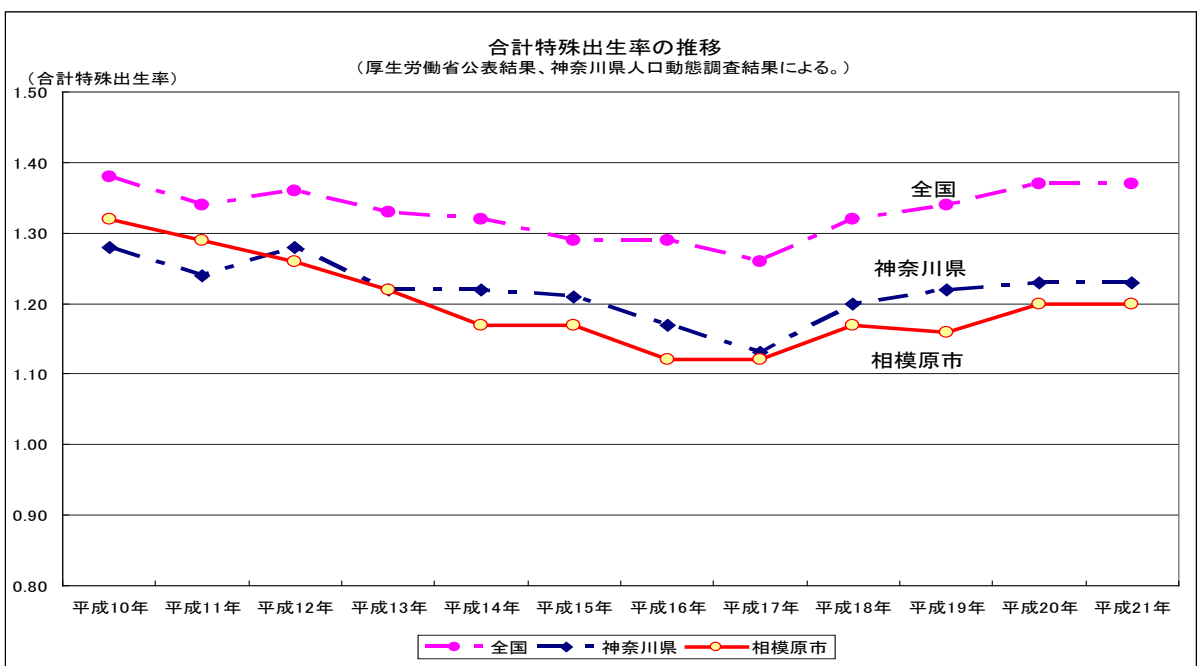
ここ数年の婚姻率・離婚率は、ともに横ばいです。全国と比較すると、婚姻率・離婚率ともに全国の率とほぼ同様に推移しています。(平成15年以前は、旧津久井郡4町を含まない数値)



資料：相模原市統計書、「人口動態統計」厚生労働省

## 3 出生率の推移

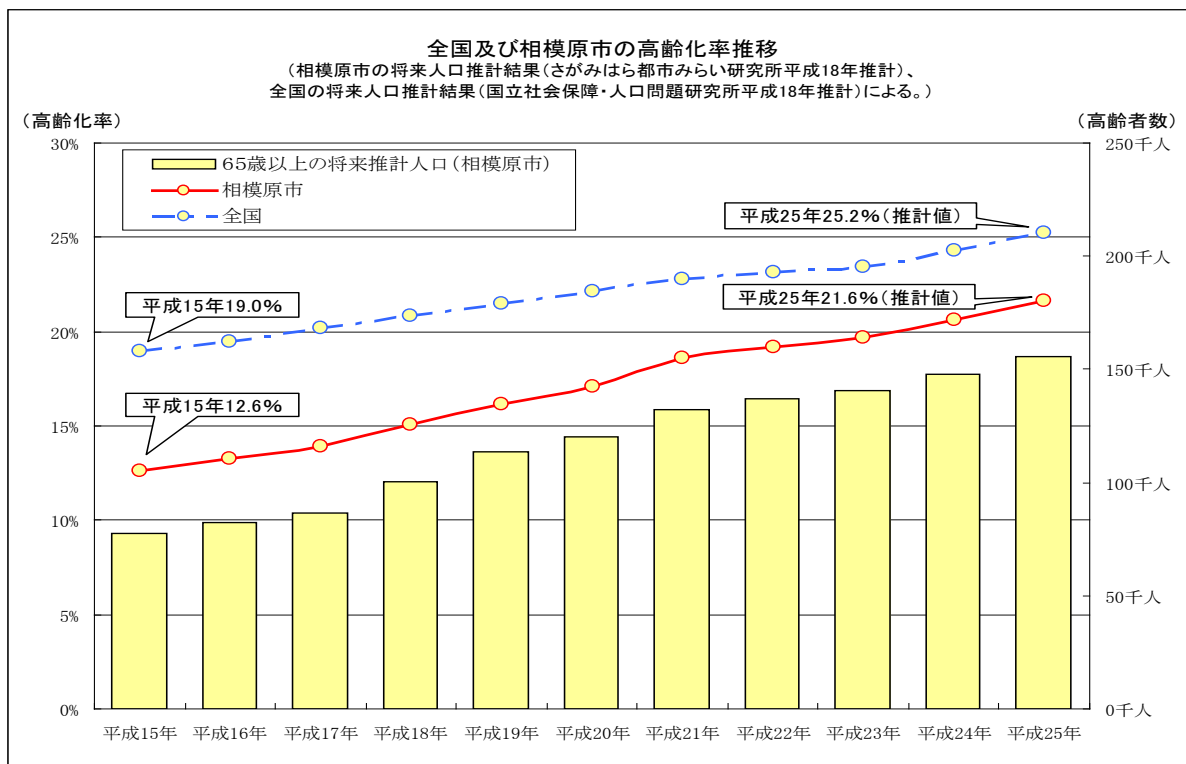
平成21年度、本市の出生率は、全国、神奈川県よりも低くなっています。



※ 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその次年の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当します。

## 4 高齢化率の推移

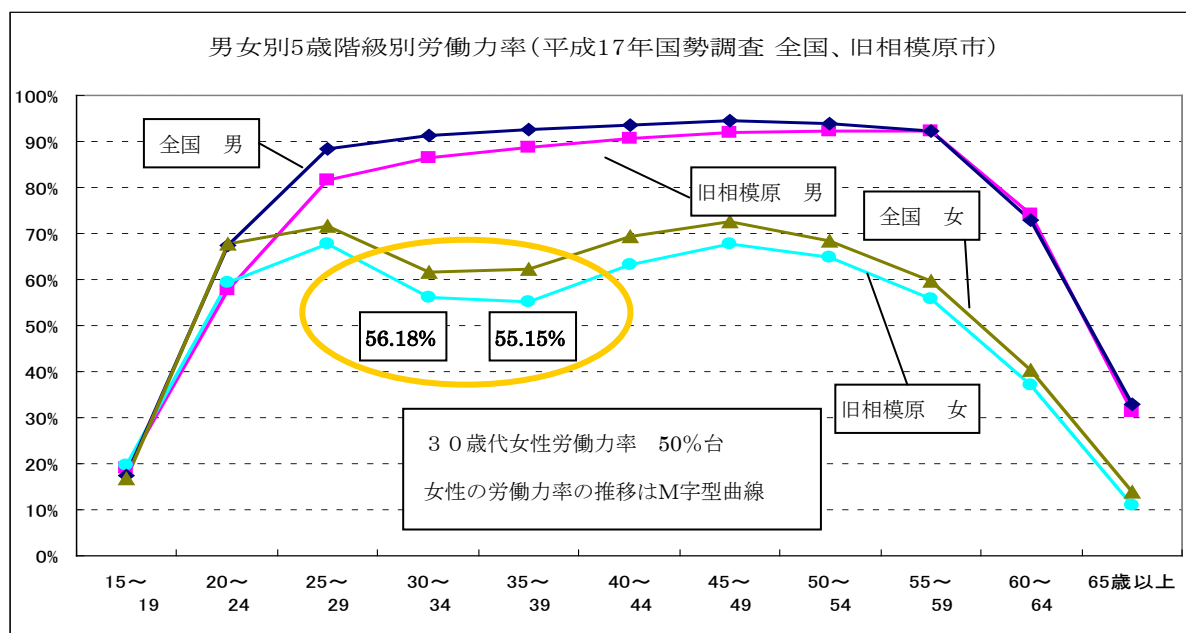
本市の高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の人口の割合)は全国の数値よりも低いですが、平成 25 年中には、市民の 5 人に 1 人が、65 歳以上になると予測され、本市も超高齢社会(高齢化率 21%超)に突入します。



## 5 男女別労働力率

男性の全国平均及び本市の推移はほとんど差異が見られず、30~50 歳代後半にかけて、85%以上の労働力率を保っています。

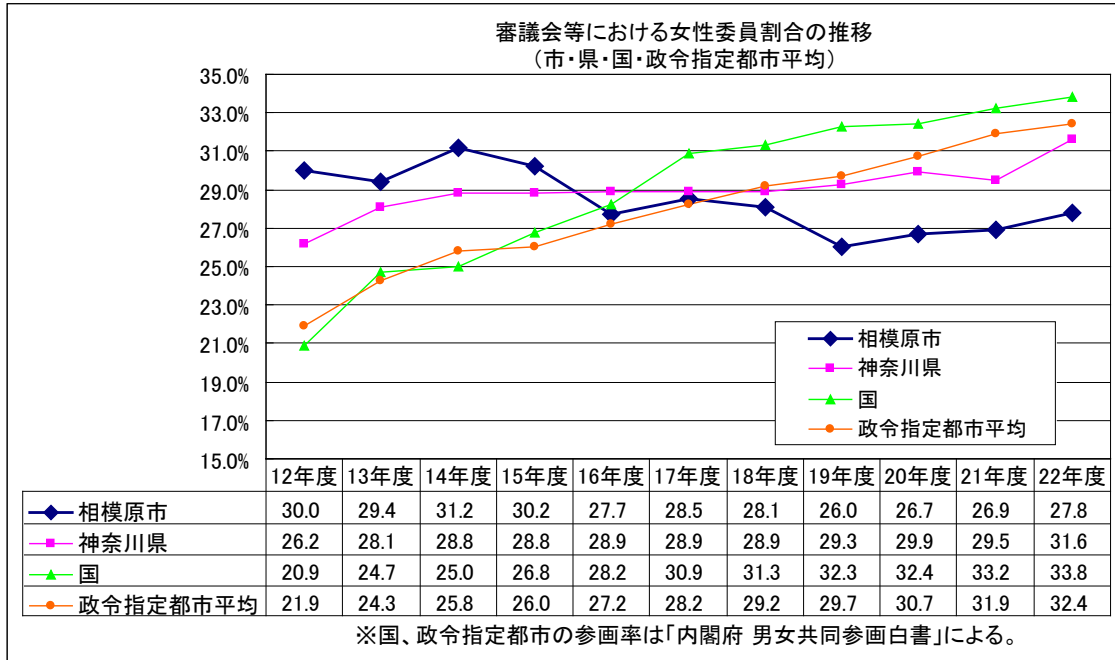
逆に女性の労働力率は 30~34 歳において、全国平均で 61.56%、本市はさらに下回り 56.18%となっています。40 歳代になると子育てが一段落し再就職する傾向がみられ、労働力率は 60~70%台になり、40 歳代後半をピークに加齢とともに下降していきます。このような女性の労働力率の推移は M 字型曲線と呼ばれています。



## 2 男女共同参画の状況

### 政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

#### (1) 審議会等における女性委員の参画状況の推移



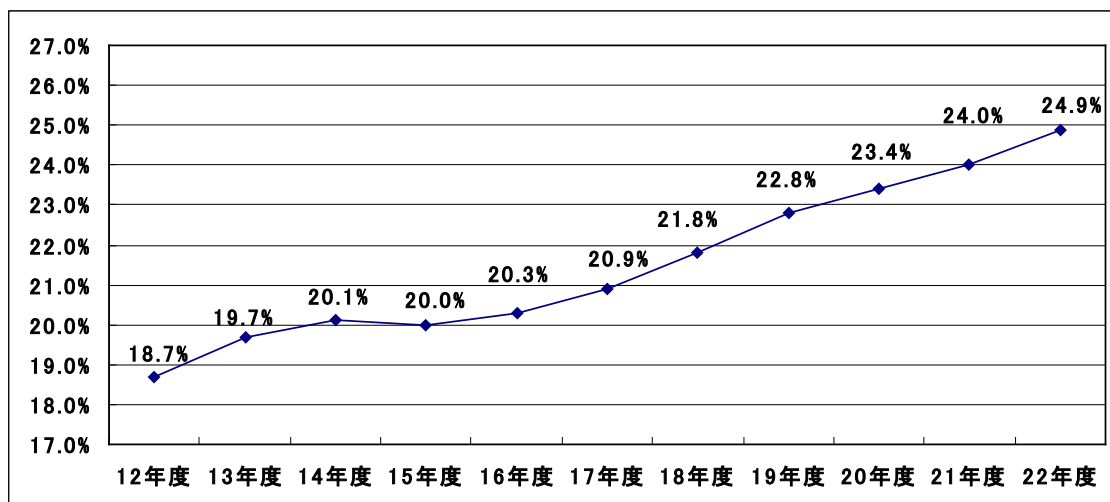
#### 本市審議会等における男女共同参画状況の推移と内訳

各年度 3 月 31 日現在

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
法律 ・ 条例 設置	審議会数	60	59	56	62	63	65	68	77	74	74	82
	委員数(人)	1,004	1,003	971	1,065	1,093	1,105	1,272	1,382	1,412	1,383	1,457
	内女性(人)	268	276	282	339	344	369	402	413	422	421	459
	比率(%)	26.7	27.5	29.0	31.8	31.5	33.4	31.6	29.9	29.9	30.4	31.5
要綱 等 設置	審議会数	66	75	69	43	35	35	36	61	63	67	61
	委員数(人)	1,200	1,346	1,205	708	547	524	551	914	932	966	851
	内女性(人)	393	414	397	197	110	96	111	185	205	212	182
	比率(%)	32.8	30.8	32.9	27.8	20.1	18.3	20.1	20.2	22.0	21.9	21.4
合 計	審議会数	126	134	125	105	98	100	104	138	137	141	143
	委員数(人)	2,204	2,349	2,176	1,773	1,640	1,629	1,823	2,296	2,344	2,349	2,308
	内女性(人)	661	690	679	536	454	465	513	598	627	633	641
	比率(%)	30.0	29.4	31.2	30.2	27.7	28.5	28.1	26.0	26.7	26.9	27.8
目標値		33.0	35.0	35.0	36.0	36.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0

\* 審議会等の委員の構成については、平成16年4月1日施行の「さがみはら男女共同参画推進条例」で、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の4割未満にならないように規定している。

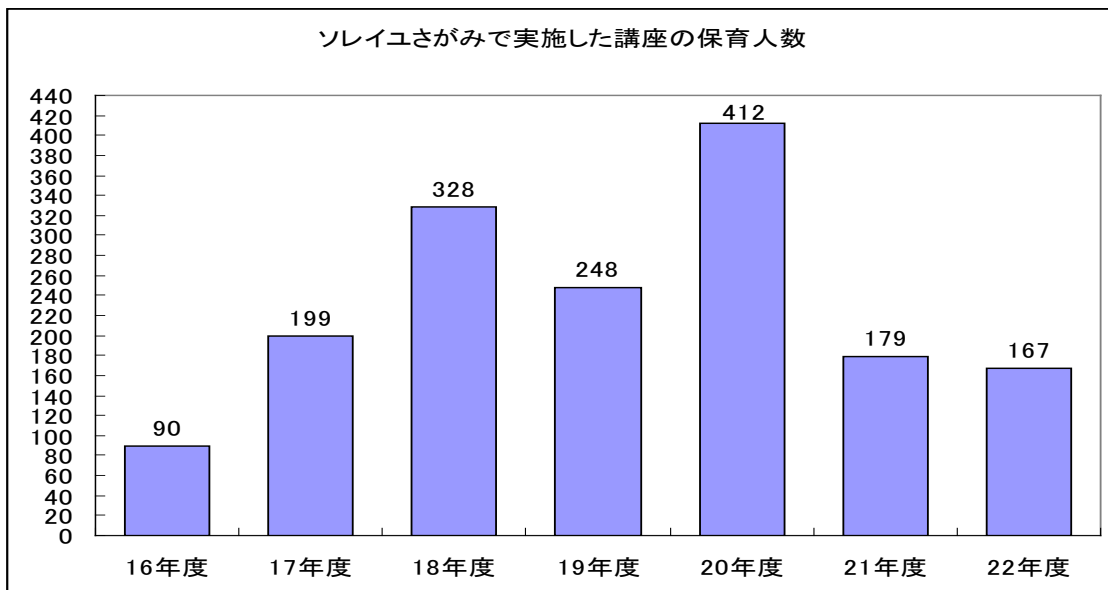
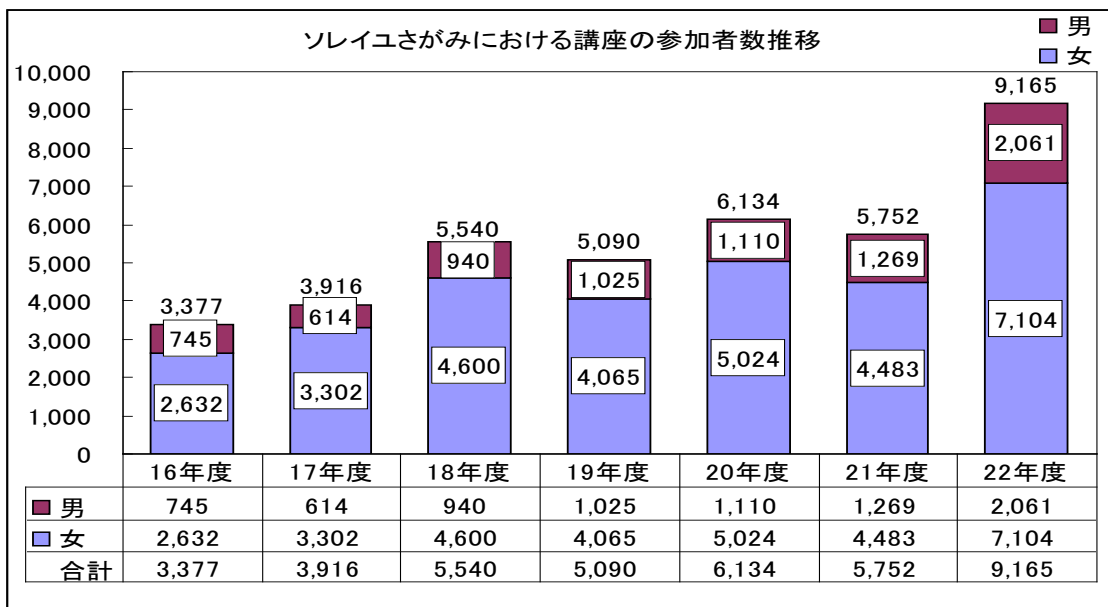
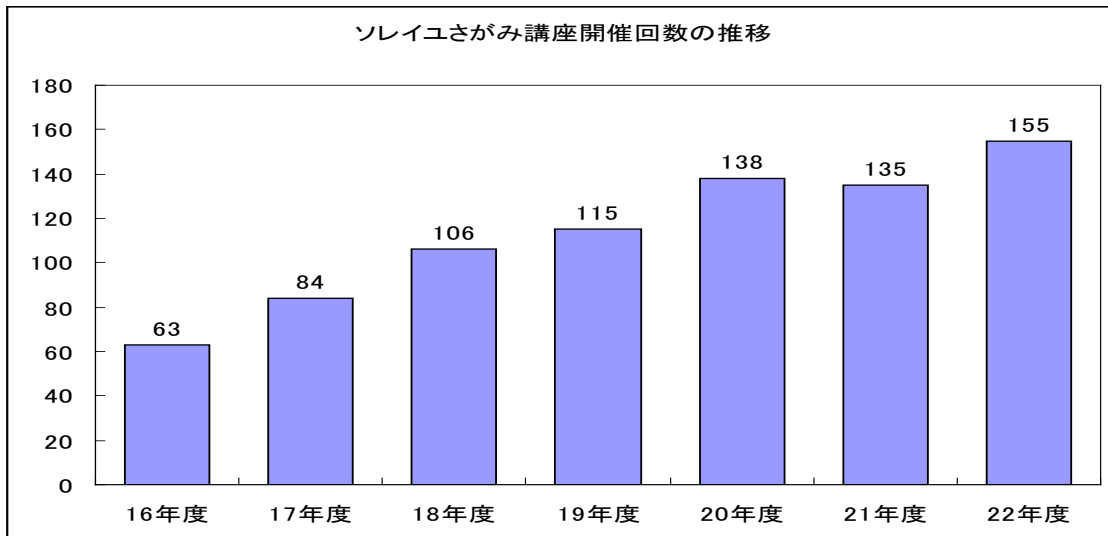
(2) 市行政職員の女性の登用状況（係長級以上）

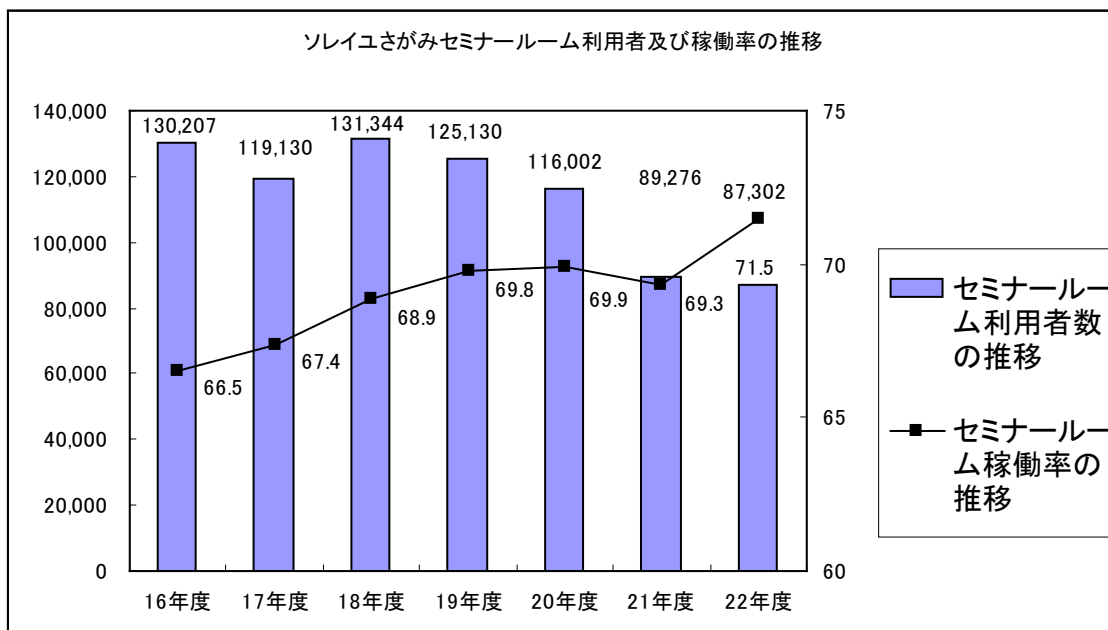
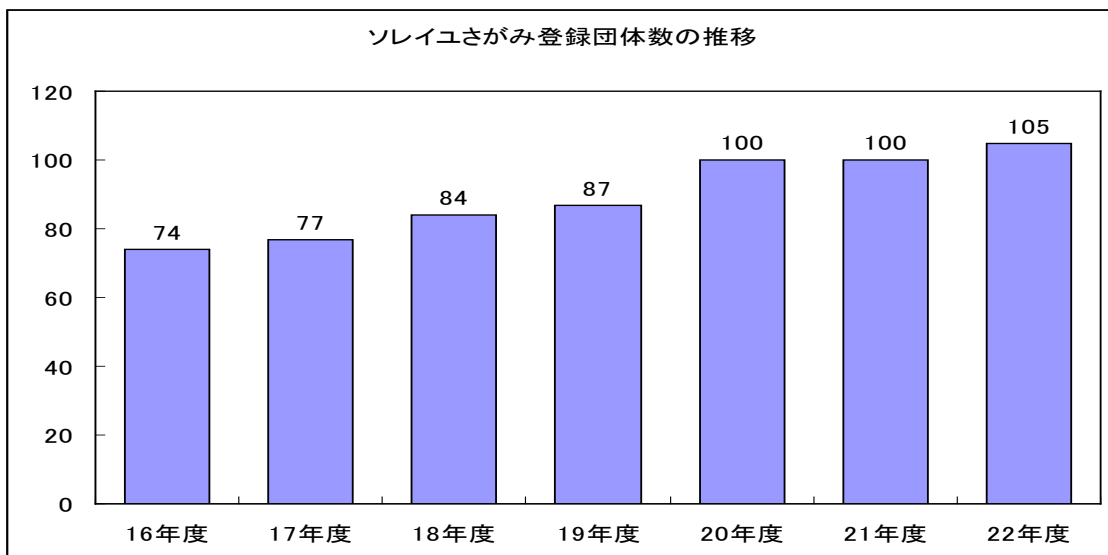
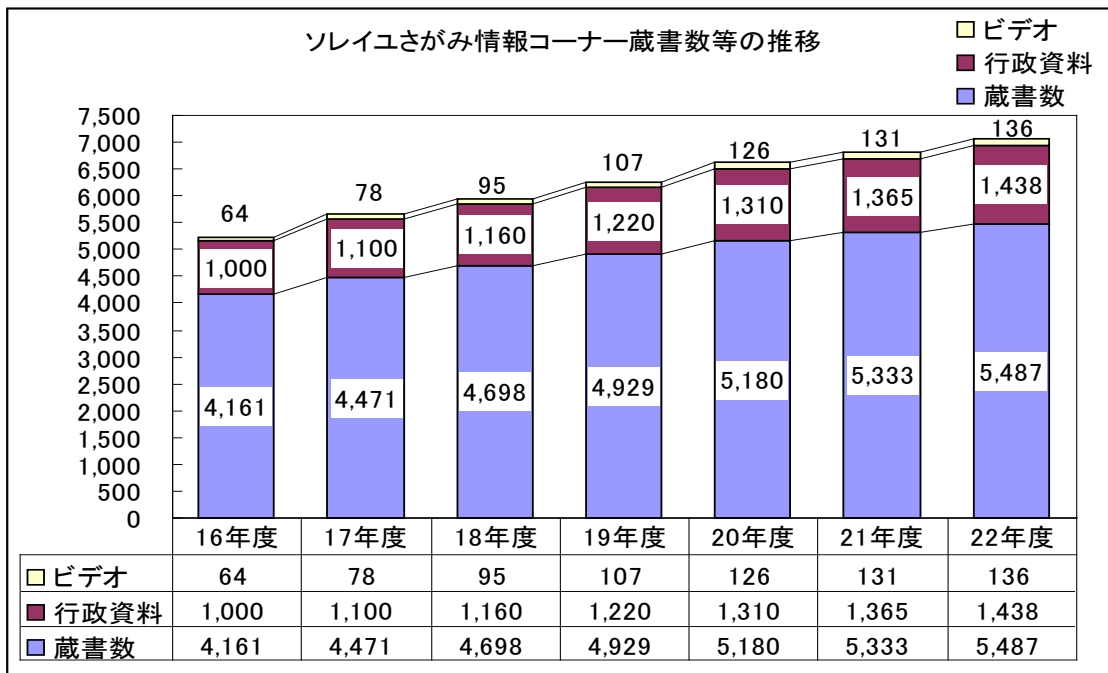


各年度4月1日現在

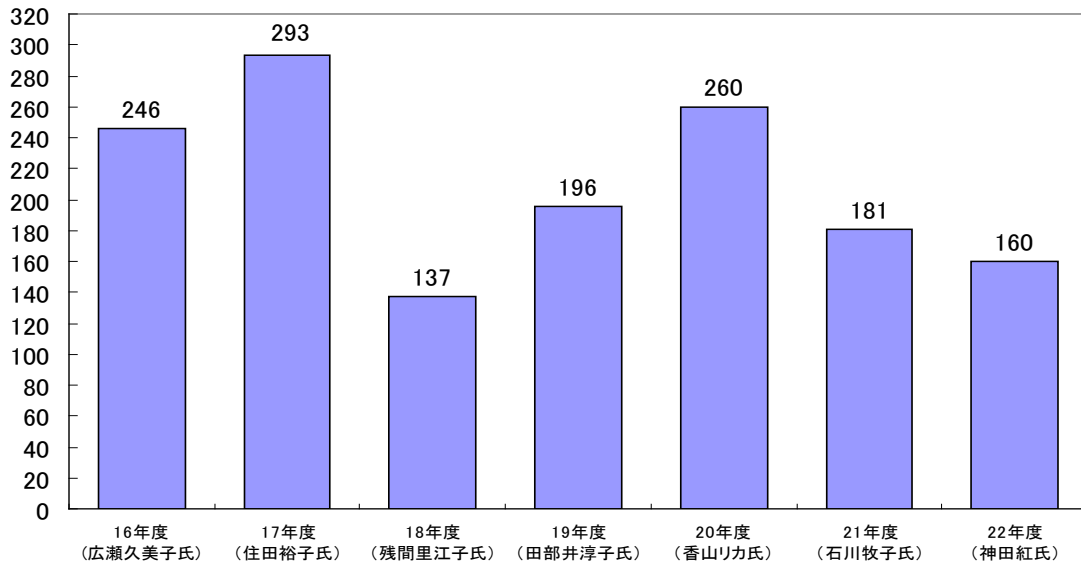
区分・年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
局長級	人数				7	7	7	11
	うち女性				0	0	0	0
	比率 (%)				0.0	0.0	0.0	0.0
部長級	人数	37	32	31	24	24	24	24
	うち女性	0	0	0	0	0	1	0
	比率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
参事級	人数	84	79	84	90	95	79	88
	うち女性	1	1	2	3	4	4	9
	比率 (%)	1.2	1.3	2.4	3.3	4.2	5.1	10.2
課長級	人数	359	393	484	535	540	498	445
	うち女性	25	31	36	45	50	48	51
	比率 (%)	7.0	7.9	7.4	8.4	9.3	9.6	11.4
課長補佐級	人数	655	637	635	642	645	670	645
	うち女性	97	106	133	141	160	162	158
	比率 (%)	14.8	16.6	20.9	22.0	24.8	24.2	24.4
係長級	人数	637	635	766	878	869	859	868
	うち女性	237	233	265	307	297	298	302
	比率 (%)	37.2	36.7	34.6	35.0	34.2	34.7	34.7
合計	人数	1,772	1,776	2,000	2,176	2,180	2,137	2,081
	うち女性	360	371	436	496	511	513	520
	比率 (%)	20.3	20.9	21.8	22.8	23.4	24.0	24.9

### 3 男女共同参画推進条例施行後の施策の実施状況の推移

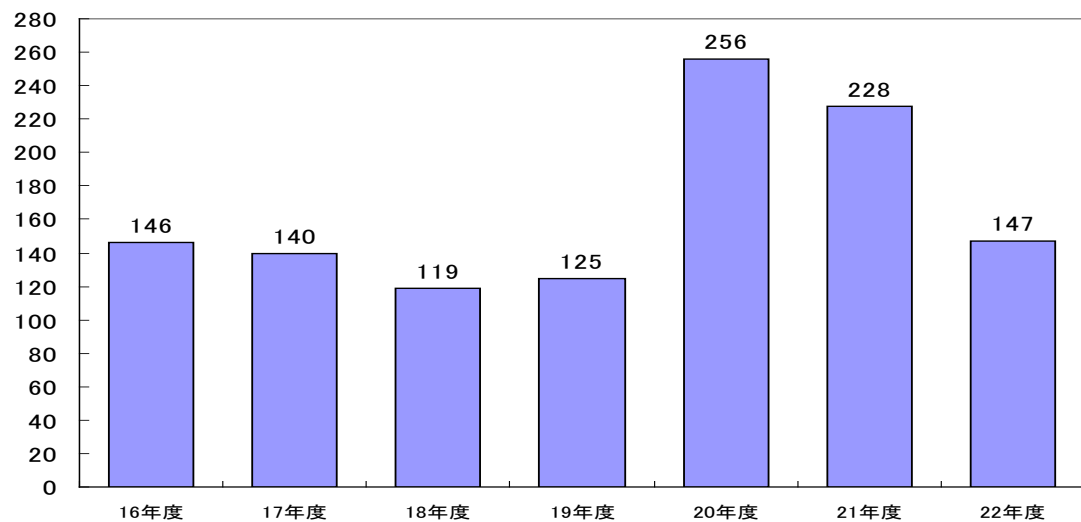




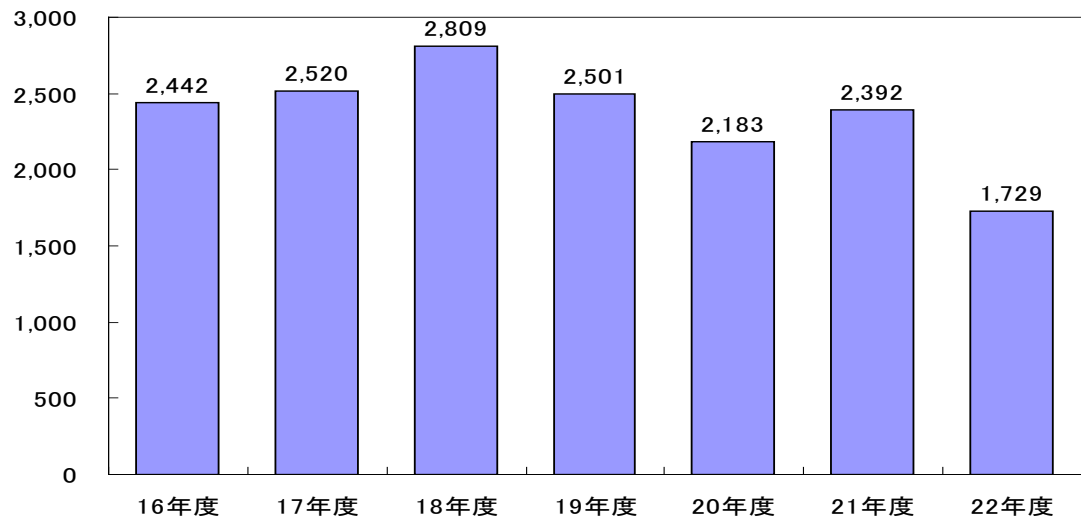
女と男のいきいきフォーラム参加者数の推移



ウィメンズ・カレッジ参加者数の推移



ソレイユさがみ女性相談利用件数の推移



## Ⅱ 平成22年度男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況

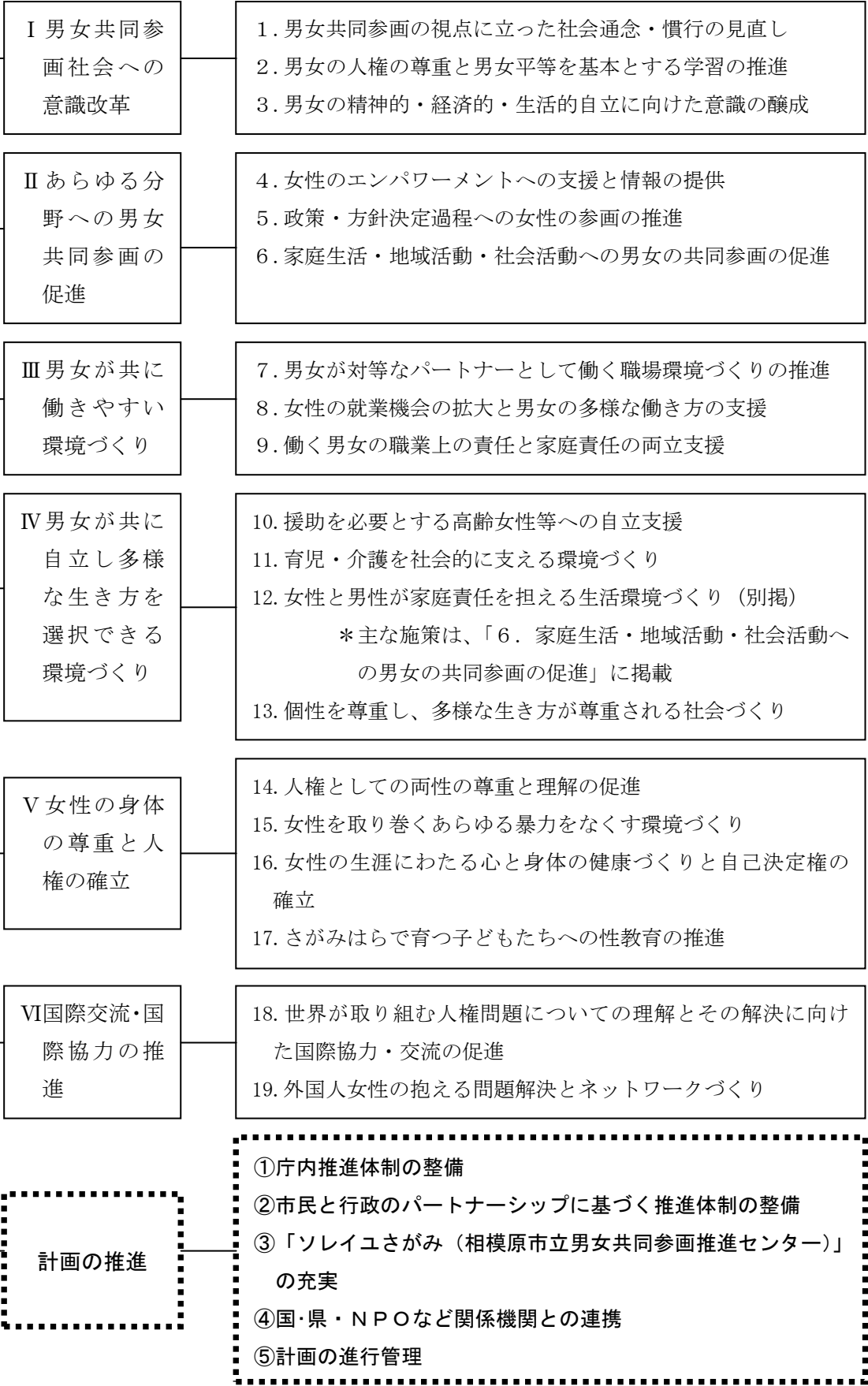
# さがみはら男女共同参画プラン2 1 計画の体系

## 目 標

## 基本方針

## 施策の方向

男女共同参画社会の實現



## 平成22年度 男女共同参画の推進状況

### 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会への意識改革

市民の男女共同参画意識の醸成に向けて、男女共同参画推進の拠点施設であるソレイユさがみを中心として意識の啓発・普及事業に取り組み、「家庭・地域・学校・職場などで男女平等であると思っている市民の割合」は53.1%と前回調査より2.9ポイント上昇しましたが、いまだ半数近くの方が日常生活の中で男女平等を実感していない状況です。

市民の男女共同参画に対する理解の裾野をさらに広げていくためには、幅広い世代の人たち、とりわけ若者世代に対する意識啓発が重要であることから、子どもたちに対する男女共同参画の理解促進や意識啓発の強化に向けた取組みを推進しました。

今後も、男女共同参画の視点を取り入れた講座などの開催や、幅広い啓発・広報活動などを市民との協働により継続的に行っていく必要があります。

### 基本方針Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

審議会等への女性委員の登用率については、27.8%と4年連続で上昇しており、改善傾向にあることが伺えます。しかしながら、目標値の40%にはまだ到達しておらず、また国や県、政令市平均には届いていないことから、委員選任の際の事前協議の効果的な実施や登用率の低い部局への働きかけ、委員の選任方法の見直しなどの工夫を図る必要があります。

市の管理職及び市立小中学校長・教頭に占める女性の割合も上昇傾向にあります。国は「2020年までに指導的地位に女性の占める割合が30%に」という目標を掲げて取り組んでいます。本市においても民間企業や地域等あらゆる分野で意思決定過程への女性の参画が進むよう、より一層取り組んでいく必要があります。

### 基本方針Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり

起業家育成講座、就職・再就職準備講座、若者を対象とした就職面接会など、女性の就業機会の拡大につながる事業を継続的に行うとともに、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの制度面の啓発・広報活動などに取り組みました。引き続き、女性も含め、起業を目指す人、就職や再就職を希望する人など、それぞれに応じた支援の充実を図る必要があります。

また、仕事と家庭両立支援推進企業表彰では、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業の功績を讃え、表彰するとともに、その取組みについて事業所・市民の方々にお知らせしました。今後も男女とも働きやすい職場環境の実現に向けた啓発・広報活動に取り組むことが重要です。

#### **基本方針Ⅳ 男女が共に自立し多様な生き方を選択できる環境づくり**

男女共同参画推進センターにおける性別による子育て・介護の役割分担意識の解消に向けた啓発や講座の開催など、男性の家事・育児、介護への参加促進に向けた取組みを進めました。

待機児童解消に向けた保育所の受入枠の拡大など多様な保育サービスの提供や、事業所との連携により子育ての相談や情報交換などができる場の新たな創設など子育て支援の充実を図りました。

シルバー人材センターによる高齢者の就業の推進やひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組むとともに、介護サービス提供体制の整備、介護者のための情報提供や講座の開催、相談事業の充実にも努めました。

#### **基本方針Ⅴ 女性の身体の尊重と人権の確立**

DV防止に関する講座等の開催や、被害者への支援について幅広い年齢層への啓発を行いました。また、市内高校生へデートDVに関する啓発カードを配布し、デートDVを未然に防ぐ環境づくりとしてDVについての正しい知識を身につけてもらうよう取り組みました。

電話相談等によりDV被害者等の相談に応じています。また、相談員を県や市等における研修に派遣し、相談員の資質向上に努めました。

市職員がDVに対する理解を深め、窓口等での二次被害を防止するため、継続的に職員研修を行っています。今後も、関係機関との連携を図りながら、増加するDV相談への体制の強化と切れ目のない支援に努めていきます。

女性の生涯にわたる心と身体の健康づくりについては、がん検診や妊婦健康診査、女性のための健康教室の開催などライフステージに応じた健康支援に取り組みました。今後も引き続き取組みを継続し、男女双方が互いの健康や性について理解を深めていく必要があります。

#### **基本方針Ⅵ 国際交流・国際協力の推進**

男女共同参画社会の形成に向けた取組みは、国際的な動きとともに進められてきました。今後も男女共同参画社会実現に関わる国際社会の課題や動向についての関心と理解を深め、これらの周知を図ります。

また、在住外国人が市民生活を安心して豊かに暮らせるように、必要な情報提供や相談を行い、相互理解と交流の促進を図る必要があります。

## 平成22年度 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況

### 基本方針Ⅰ 男女共同参画社会への意識改革

#### 施策の方向1 男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の見直し

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 男女共同参画への意識の啓発・普及	講習会や講座の開催	<b>○ 男女共同参画に関する講座等開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみ「男女共同参画フェスティバル」～みんなでつなごう 未来に向けて～を開催 6月26日(土)・27日(日) 参加者6,450人</li> <li>・ソレイユさがみにおける講座等の実施 パネル展「お母さんが語る女子差別撤廃条約」など 7講座11回 参加者387人</li> <li>・ソレイユさがみにおける「であいのサロン」の開催 11回 参加者 206人</li> <li>・男女共同参画フェスティバル一環事業 『DV防止イベント』 「尊重されていますか?あなたの気持ち ～人形劇でDV を考えてみましょう～」 2月18日 参加者 25名</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ 女と男のいきいきフォーラム開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の実現に向け、男女共同参画に関する市民意識の高揚を図るため実施 6月26日(土)</li> <li>◇男女共同参画推進シンボルマーク事業 表彰式</li> <li>◇講演会「～歴史から学ぶ女性の生き方～講談は庶民の娯楽」 講師 神田 紅 氏(講談師) 参加者160人</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ 男女共同参画推進週間の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を開催することにより、さがみはら男女共同参画推進条例の目的及び男女共同参画理念に関する市民の理解を深めるため実施 期間：6月26日(土)～7月8日(木) 期間中にソレイユさがみ「男女共同参画フェスティバル」や「女と男のいきいきフォーラム 2010」を開催した。</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ 市民の集まる場所に出向いた講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>新・「女らしさ、男らしさってなあ～に? ～言ってみませんか、こんなこと～」 参加者 14名</li> <li>・出前講座「子育て勉強会」など2講座2回、参加者 48名</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ 子どもたちが参加できる講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生といっしょに遊ぼう! 世界の遊びを体験しよう など 8講座 参加者185人</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ ライフステージにあわせた啓発誌の発行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドブック「お父さんといっしょ」改訂 15,000部</li> </ul>	男女共同参画課
の意識作成啓発誌等	の意識作成啓発誌等	<b>○ 情報誌「と・も・に」の発行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数 年2回 発行部数 各8,000部</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ ソレイユさがみの情報コーナーの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する図書やビデオ・資料等を情報コーナーに配置し、広く市民に向けた情報の発信を行った。図書については、市内図書館や公民館図書室等と図書館オンラインシステムにより貸し出し・返却業務を実施 22年度購入 図書129冊 ビデオ2本 収蔵図書数 5,487冊 行政資料 1,438点 ビデオ136本</li> </ul>	男女共同参画課
報男女共同参画に関わる情	報男女共同参画に関わる情	<b>○ 生涯学習情報システムによる情報の収集・提供</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットを利用し、講座・イベント、指導者・人材、団体・サークル、施設に関する情報を提供</li> </ul>	総合学習センター

	人権の尊重における	<b>○ 性差別表現是正のためのガイドラインの作成</b> ・「と・も・に」へことばの表現方法を掲載	男女共同参画課
		<b>○ メディアと女性の人権に関する講座の開催</b> ・ウィメンズ・カレッジにおいて実施	男女共同参画課
		<b>○ 市発行出版物の作成指針の策定</b> ・国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用	男女共同参画課
● 実態調査・研究の実施	流・言・都・連・携の強化	<b>○ 男女共同参画宣言都市サミットへの参加及び開催</b> ・「全国男女共同参画宣言都市サミット in おおふなど」 10月8日(金) 大船渡市市民文化会館(岩手県) 相模原市長がシンポジウムのパネリストとして参加	男女共同参画課
	態の実現に向けた社会	<b>○ 男女共同参画に関わる意識調査</b> ・昭和62年度から約5年ごとに「男女共同参画に関する意識調査」を実施。 平成21年9月に5回目の調査を実施	男女共同参画課
		<b>○ 男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表</b> ・11月1日公表	男女共同参画課
	成調査研究活動への助	<b>○ 研究活動助成事業の実施</b> ・市民の主体的で自由な発想に基づく調査・研究活動に対して経費を助成 平成22年度 1団体に助成。「テーマ」(団体名) ・「ジェンダーの視点から見る児童虐待の実態(DV被害Part2)」 (さがみはらジェンダーを考える会)	男女共同参画課
	情報の収集と提供	<b>○ 図書や視聴覚教材の収集や提供</b> ・男女共同参画に関する図書等を市内図書館や公民館図書室、総合学習センター図書資料室、保健と福祉のライブラリーに配架し提供。	各図書館 生涯学習課 総合学習センター 健康企画課
	<b>○ ソレイユさがみの情報コーナーの充実(再掲)</b>		
● 市職員の男女共同参画意識の高揚	市職員研修等の充実	<b>○ 専門研修の実施</b> ・「DV相談者への適切な対応と危機管理について」 講師 阿部 裕子氏(NPO法人かながわ女のスペースみずら理事) 市職員 参加者 職員40人	男女共同参画課
		・「男女共同参画社会とは～公務職として知っておきたいこと～」 講師 矢口 悦子氏(東洋大学大学 教授) 参加者 職員106人	男女共同参画課
		<b>○ 庁内報の発行</b> ・庁内報「けやき」に「職員意識調査」の概要等を掲載し、市職員意識啓発に努めた。	男女共同参画課
		<b>○ 男女共同参画の視点からの意識調査の実施</b> ・平成18年度から職員を対象に組織順に実施 18年度 19年度 20年度 21年度 配布数 901 1,258 1,113 1,326 回収 531 700 751 966 回収率 58.9% 55.7% 67.5% 72.9% 有効回答 530 700 751 966	男女共同参画課

## 施策の方向2 男女の人権の尊重と男女平等を基本とする学習の推進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 家庭における男女平等教育・学習の推進	家庭における男女平等意識の啓発	○ 啓発誌の発行 ・ 男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「と・も・に」の発行 新・子ども向け条例解説誌の発行 市立中学3年生へ配布	男女共同参画課 男女共同参画課
		○ 親子ジェンダー*講座の開催 ・ ソレイユさがみにおける親子講座等の実施 「パパ&じいじと一緒に作ろう!夏休み手作り餃子教室」 など6講座 参加者144人	男女共同参画課
		○ 市立小中学校PTA連絡協議会との連携による啓発 ・ 相模原市立小中学校PTA連絡協議会に委託し、家庭教育事業を 16ブロックで12事業開催 参加者1,943名	生涯学習課
		○ 民生委員・児童委員との連携強化による啓発 ・ ドメスティック・バイオレンス(DV) 被害者サポート講座への参加 参加者46名	地域福祉課 男女共同参画課
● 保育所、幼稚園、学校における男女平等教育・学習の推進	保育所、幼稚園、学校における男女平等教育の推進	○ 児童・生徒に対する男女平等教育に関する研究(学校と幼稚園・保育園との交流など) ・ 各学校において人権教育指導資料「ひらく」に基づく男女平等教育に関する実践的な研究	学校教育課
		○ 教育関係者の理解の促進 ・ 男女平等教育の推進を人権課題の一つとして捉え、各学校が実施する校内人権研修を支援。 人権研修実施校 26校、 受講教職員総数 600人 ・ 幼稚園研修 小学校教員2名を幼稚園に5日間派遣	学校教育課 総合学習センター
		○ 男女平等教育に関する教職員研修の充実 ・ 初任者人権福祉研修で実施	総合学習センター
		○ 総合的な学習の時間の中での男女共同参画に関する教育の推進(男女共同参画に関する生活体験の 充実、異学年交流など) ・ 男女共同参画社会の実現に向けて、男女で協力して学習し、共に考え行動しようとする取組を展開。	学校教育課
		○ 人権教育推進校における研究の推進 ・ 各学校の実情に即した人権・福祉教育の充実を図るため人権・福祉教育推進校を委託。 ①中野小学校 「自己を見つめ、よりよく生きようとする児童の育成」 ②大野北中学校 「思いやり、共生のこころを涵養する人権教育の推進」	学校教育課
		○ 中学校の技術・家庭における男女共修の推進 ・ 全中学校で実施	学校教育課
		○ 中学校の保健体育における男女共修の推進 ・ 男女の体力差に配慮する内容では男女別修で行うものの、学級単位による授業や選択による授業等で男女共修による授業が増えてきている。	学校教育課
		○ 性差によらない名簿の推進 ・ 小学校実施率 100% ・ 中学校実施率 86% 37校中 32校	学校教育課

● 生涯学習を通しての男女平等教育・学習の推進	講座・教室等の開催	○ ソレイユさがみや公民館等の各種講座での男女平等学習の推進	男女共同参画課 公民館 総合学習センター
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみの事業体系に基づく各種講座や公民館等での各種講座の開催。</li> </ul>	
		<p><b>新</b>・講座名「理科が大好きになる 女の子だけのサイエンスショー」を実施し、女性の科学技術分野への参画の割合が低い現状を踏まえ、女子児童へのアプローチを図った。</p>	
		○ 市内大学等との連携	男女共同参画課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおいて、大学生による小学生等を対象とした教室の開催 「世界発見こども広場『大学生と一緒に世界のコマを作って遊ぼう!』」 など3講座 参加者56人</li> </ul>		
		○ 地域のリーダー、人材育成の支援	男女共同参画課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座等の実施 「ウィメンズ・カレッジ」 など3講座14回、 参加者247人</li> </ul>	
		○ 市民の集まる場所に出向いた講座の実施（再掲）	
	の学習支援グループへ	○ 学習グループへの支援	生涯学習課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市女性学習グループ連絡協議会」へ補助金支出</li> <li>・女性学習グループ研究集会に向けての実行委員会を13回開催</li> </ul>	
		○ 活動支援体制の充実	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性学習グループへの助言を行った。</li> </ul>	

\* **ジェンダー**：男らしさ、女らしさといった社会的・文化的に形成された男女の違いのこと。

施策の方向3 男女の精神的・経済的・生活的自立に向けた意識の醸成

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 精神的・経済的・生活的自立に向けた意識の醸成	家庭科教育の充実	<b>○ 家庭科教育の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の自立をめざして、衣食住に関する実践的・体験的な学習活動を実施し、家庭生活への関心を高めるとともに、日常生活に必要な基礎的な知識と技能を育成した。また、家庭の在り方や家族の人間関係の大切さ、子育ての意義等について理解を深めるため、家庭や地域での体験を生かした学習の充実を図った。</li> </ul>	学校教育課
	の進路指導	<b>○ 進路指導の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人の適性や能力を基本とした進路指導を特別活動等で実施した。</li> </ul>	学校教育課
	講座・教室等の開催	<b>○ 男性の家事・育児・介護講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける男の料理教室・子育て講座・男性の介護体験教室等の実施「男の腕まくり『介護者の心とからだを元気にする簡単料理』」など14講座 20回、参加者604人</li> <li>公民館における男の料理教室等の実施 7公民館 10回 参加者177人</li> </ul>	男女共同参画課  生涯学習課
		<b>○ 女性の就労・継続支援講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座等の実施「ウーマンジョブアゲインセミナー『わたし流発見！仕事と育児の両立のコツ』」など7講座 24回 参加者204人</li> </ul>	男女共同参画課
		<b>○ 税、社会保障制度等に関する講座の開催</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座等の実施 講演・トーク&amp;トーク「社会保険労務士から学ぶ女性の働き方」 など3講座 7回、参加者66人</li> </ul>	男女共同参画課
	相談体制の充実	<b>○ 青少年教育相談、女性相談、市民相談等の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年教育相談 来所及び電話での総合的な教育相談を実施。 相談件数 11,853件</li> <li>女性相談 夫婦、家族、男女、近隣等人間関係の問題や生活上の様々な悩みについての一般女性相談のほか専門相談として女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心の相談をソレイユさがみで実施 相談件数 1,729件</li> <li>市民相談 夫婦、家族、相隣関係など市民の日常生活上の悩みごとについての市民相談を実施 中央区役所市民相談室（月～金曜日）、 南区役所市民相談室（月～金曜日）、 緑区役所市民相談室（毎日）、 城山まちづくりセンター（水曜日）、 津久井まちづくりセンター（月曜日）、 相模湖まちづくりセンター（第1・3火曜日）、 藤野まちづくりセンター（第2・4火曜日） 相談件数 5,139件</li> </ul>	青少年相談センター  男女共同参画課  各区総務課市民相談室、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター

基本方針Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進  
 施策の方向4 女性のエンパワーメント\*への支援と情報の提供

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
●女性のエンパワーメントへの支援	女性の人材の育成	○ 女性学講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウィメンズ・カレッジにおいて開催</li> <li>・ソレイユさがみにおける講座等の実施 講演・トーク&amp;トーク 「男女共同参画と女性の政治参画」参加者29人</li> </ul>	男女共同参画課 男女共同参画課
		○ 自己開発講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座の実施 「さがみはら男女共同参画推進条例の学習会」 など7講座 13回 参加者210人</li> <li>・公民館における女性学級の実施 16公民館 16講座 126回 参加者2,539人</li> </ul>	男女共同参画課 生涯学習課
		○ 女性の就労・継続支援講座の開催（再掲）	
		○ ウィメンズ・カレッジの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画についての理解を深め、さまざまな視点から継続的に学習し、積極的に社会に参画することのできる人材の育成を図るため実施。</li> <li>①「気持ち伝わるコミュニケーション トレーニング（アサーション）」 園田 雅代氏（創価大学大学院教授）</li> <li>②「体験談 イクメン・カジダン生活」 奥平 亨氏（NPO法人ファザーリング・ジャパン理事）</li> <li>③「応援します!!社会も会社もワーク・ライフ・バランス」 木谷 宏氏（麗澤大学教授） 沖藤 典子氏（ノンフィクション作家）</li> <li>④「メディアリテラシー さまざまな情報にどう向き合うか」 谷岡 理香氏（アナウンスハウス代表）</li> <li>⑤「頼りにしてます!!じいじ&amp;ばあばのご近所力」 沖藤 典子氏（ノンフィクション作家）</li> <li>⑥「政令指定都市さがみはらの魅力づくり」 ～女も男も住みやすいまち～ 市職員</li> </ul> <p>6講座 147人参加</p>	男女共同参画課
	○ 専門研修の実施（再掲）	男女共同参画課	
指導性・団体育成等の		○ 相模原市女性団体連絡協議会等への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみ登録制度による使用料の減免等や、ミーティングルームの無料使用</li> </ul>	男女共同参画課
		○ 地域のリーダー、人材育成の支援（再掲）	
市民の自主的な活動の支援		○ 市民企画講座の支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける市民企画セミナーの講師謝礼等の助成 「知っていますか?『パワー・ハラスメント』」 など5講座9回 133人</li> </ul>	男女共同参画課
		○ 市民企画講座への講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣要請 0件</li> </ul>	男女共同参画課
		○ 民間の団体に対する支援及び協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみ登録制度による民間団体への支援 使用料の減免、ミーティングルーム無料使用等</li> </ul>	男女共同参画課

生涯学習情報システムの整備	<p>○ 講座、講師に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習情報システムにより提供</li> <li>生涯学習お役立ち情報の発行 市役所や公益法人、官公庁等がおこなう市民向け講座事業等を掲載した冊子を発行して、市民への学習機会の情報提供を行った。 年度版 発行回数 年1回 発行部数 1,500部 詳細版 発行回数 年4回 発行部数 各500部</li> </ul>	総合学習センター 総合学習センター
	<p>○ 団体、催し物に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習情報システムにより提供</li> </ul>	総合学習センター
職場研修機会における女性の	<p>○ 職場における男女均等な研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所会報にて男女均等な研修の充実の必要性について周知を図った。(平成18年度実施)</li> </ul>	男女共同参画課
	<p>○ 各種研修機関等への女性の積極的派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所会報で各種研修機関等への女性の積極的派遣の必要性について周知を図った。(平成18年度実施)</li> </ul>	男女共同参画課
● 女性の人材情報の収集・提供	<p>○ 生涯学習情報システムによる情報の収集・提供(再掲)</p>	

\*エンパワーメント：「力を引き出すこと」。女性が政治的、経済的、社会的に自己決定力を付けて、力を持った存在になること

施策の方向5 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課																		
● 政策・方針決定過程への積極的な参画の推進	審議会等への女性の登用の推進	○ 新設、改選時の協議の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等への女性委員の参画状況結果を踏まえ、女性委員の登用目標値を下回った審議会等には、改選時に目標達成に向けた取り組みを依頼した。また、新設時にも同様に目標達成するよう依頼した。</li> <li>・ 「事前協議」の実施 相模原市審議会等への女性の登用促進要綱を制定し、事前協議の徹底を図った。</li> </ul>	男女共同参画課																		
		○ 審議会等委員の公募委員数の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会数143 公募している審議会数68 公募比率47.6% 公募委員数160人（男性84人、女性76人） 公募女性委員比率47.5%</li> </ul>	男女共同参画課																		
		○ 各種団体等への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設、改選時に協力要請を行っている</li> </ul>	男女共同参画課																		
		○ 参画のための保育の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育利用 1人（橋本地区TDM推進委員会） 1人（男女共同参画審議会）</li> </ul>	都市鉄道・交通政策課 男女共同参画課																		
		○ 女性の参画率の定期的把握と公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ポケットデータさがみはら」、「男女共同参画に関する年次報告書」、市ホームページで公表</li> </ul>	男女共同参画課																		
		○ 女性意識の啓発	○ 女性参画のための啓発誌の発行	○ ウィメンズ・カレッジの開催（再掲）																	
● 女性の職域拡大と管理職等への登用	女性職等への職域拡大と管理職等への登用	○ 市女性職員の管理職等への積極的登用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年4月1日現在の市女性職員の登用状況（主査級以上）</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>局長級</td> <td>11人中</td> <td>0人（0%）</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>24人中</td> <td>0人（0%）</td> </tr> <tr> <td>参事級</td> <td>88人中</td> <td>9人（10.2%）</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>445人中</td> <td>51人（11.4%）</td> </tr> <tr> <td>副主幹級</td> <td>645人中</td> <td>158人（24.4%）</td> </tr> <tr> <td>主査級</td> <td>868人中</td> <td>302人（34.7%）</td> </tr> </table>	局長級	11人中	0人（0%）	部長級	24人中	0人（0%）	参事級	88人中	9人（10.2%）	課長級	445人中	51人（11.4%）	副主幹級	645人中	158人（24.4%）	主査級	868人中	302人（34.7%）	職員課
		局長級	11人中	0人（0%）																	
部長級	24人中	0人（0%）																			
参事級	88人中	9人（10.2%）																			
課長級	445人中	51人（11.4%）																			
副主幹級	645人中	158人（24.4%）																			
主査級	868人中	302人（34.7%）																			
○ 女性教員の校長・教頭への積極的登用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成22年4月1日現在の市女性教員の登用状況</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>各72人中</td> <td>校長 10人（13.9%）</td> <td>教頭 26人（36.1%）</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>各37人中</td> <td>校長 1人（2.7%）</td> <td>教頭 6人（16.2%）</td> </tr> </table>	小学校	各72人中	校長 10人（13.9%）	教頭 26人（36.1%）	中学校	各37人中	校長 1人（2.7%）	教頭 6人（16.2%）	教職員課												
小学校	各72人中	校長 10人（13.9%）	教頭 26人（36.1%）																		
中学校	各37人中	校長 1人（2.7%）	教頭 6人（16.2%）																		

シ ポ ジ テ ィ * の ブ 促 進 ・ ア ク シ ョ ン	<b>○ 企業、各種団体等における女性登用の実態把握</b> ・平成20年度市雇用促進対策基本調査の結果、事業所の常用労働者の女性管理職割合は9.8%	産業・雇用政策課
	<b>○ 啓発誌の発行と講座の開催</b> ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「女性のための個別キャリアカウンセリング」 1講座 11回 参加者19人	男女共同参画課

\***ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**：男女間の参画の機会の格差を改善するために、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を必要な範囲で提供することをいう。

施策の方向6 家庭生活・地域活動・社会活動への男女の共同参画の促進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 家庭生活への男女の共同参画	資男性の向け作成啓発	○ 広報、啓発資料の作成 ・啓発誌「お父さんといっしょ」の改訂 母子手帳交付時に配布 改訂部数15,000部	男女共同参画課
	男性の家庭生活への参画	○ 男性のライフステージ改革支援セミナーの開催 ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「男性のくらしナビ『ものとココロの整理術』」 など10講座10回、参加者219人	男女共同参画課
	家庭教育推進事業	○ 家庭教育啓発パンフレットの発行 ・情報誌「と・も・に」の発行 年2回 各8,000部	男女共同参画課
		○ 家庭教育に関する講座等の開設 ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「ハローマザークラス（母親・父親教室）」 など18講座32回、参加者552人	男女共同参画課
す（無償労働）に関する調査・研究	○ アンペイドワーク*に関する調査・研究の実施 ・ソレイユさがみにおける各種就職支援講座の中でアンペイドワークの説明を行った。 ・ソレイユさがみ情報コーナーにおいて参考図書等の情報収集を行っている。	男女共同参画課	
● 地域・社会活動への男女の共同参画	地域・社会活動への参画促進	○ 男女が参画しやすい環境の整備（夜間開催、土日開催、一時保育の実施） ・ソレイユさがみにおける講座の実施 夜間開催：6講座 7回 140人 土日開催：40講座 76回 7,309人 一時保育の実施：23講座 47回 保育167人	男女共同参画課
		○ 男女の社会活動団体への支援 ・ソレイユさがみ登録制度による使用料の減免、ミーティングルーム無料等	男女共同参画課
		○ 男性向け講座の開催 ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「男の腕まくり2010-①『基本を知って美味しく楽しむ』」 など14講座20回、参加者604人	男女共同参画課
		○ ボランティア活動への理解促進のための情報の収集・提供 ・市民活動を支援する拠点である「さがみはら市民活動サポートセンター」で、会議等の場の提供、市民活動活性化のための情報の収集・提供及び相談へのアドバイス等を行った。	市民協働推進課

性別による偏りのない社会づくり、まちづくり	<b>○ 自治会、PTA等役職への就任呼び掛け</b> ・自治会、PTA等役職への就任呼び掛けを実施	男女共同参画課
	<b>○ 消防団活動への女性の参画促進</b> ・自主防災組織への訓練指導や、火災予防啓発活動を中心に活動するほか、市民桜まつり等の各種イベント、行事に参加するとともに、多くの市民が集まる機会をとらえ、女性団員が作成した広報紙や啓発物品等を配布し、消防団員の入団促進活動を実施	消防総務課
	<b>○ 女性の参画を促進するまちづくりの推進</b> ・人材育成や政策方針決定過程等への女性の参画を促進し、女性がいきいきと活躍できるまちづくりの推進を図る。 「ウィメンズ・カレッジ」 など2講座7回、参加者176人	男女共同参画課
	<b>○ 女性の擁護にたった防犯、災害対策の研究</b> ・女性の擁護にたった防犯 市ホームページやメールで、安全・安心に関する情報を提供する「安全・安心情報システム」を運用し、市ホームページ上で、ひったくりや、路上強盗などの犯罪発生場所、発生状況の提供、メール機能を活用した不審者情報の提供など、女性、子ども、お年寄りなど全ての市民が自ら防犯意識を高め、犯罪に遭わないようにするための情報提供を実施。 ・女性の擁護にたった災害対策 避難所運営においては、男女別の更衣室（生活スペース）やトイレの設置推進を啓発している。また、アレルギー対応の粉ミルクを備蓄している。啓発パンフレット「防災ガイドブック」に、家庭で準備しておく非常災害用品例として生理用品、乳児のいる家庭には粉ミルク、ほ乳瓶、紙おむつを掲載している。	生活安全課  危機管理室

**\*アンペイドワーク（無償労働）**：家事・育児・介護や地域で行うボランティア活動など収入を伴わない労働のこと。

基本方針Ⅲ 男女が共に働きやすい環境づくり

施策の方向7 男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくりの推進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 男女平等な雇用環境の整備	男女雇用平等に向けた啓発等の推進	○ 改正男女雇用機会均等法に関する啓発活動の充実 ・ソレイユさがみの情報コーナーにおいて参考図書、ビデオを購入し、情報の収集・提供を実施。	男女共同参画課
		○ 育児・介護休業制度の周知徹底 ・ソレイユさがみの情報コーナーにおいて参考図書、ビデオを購入し、情報の収集・提供を実施。 ・ソレイユさがみにおける講座の実施 ウーマンジョブアゲインセミナー「わたし流発見！仕事と育児の両立のコツ」など 4講座9回、参加者113人	男女共同参画課 男女共同参画課
		○ 企業や事業主への講座の開催 ・さがみはら経済懇話会において、「ワーク・ライフ・バランスで企業の魅力アップ」をテーマに実施（平成18年度実施）	産業・雇用政策課
		○ 就業継続支援のための情報の提供 ・無料職業紹介事業として就職支援センターにて実施	産業・雇用政策課
		○ 就労形態に関する実態調査の実施 ・平成20年度実施 ・調査時点：平成20年7月1日現在 調査対象事業所 1,654社 回答数 640社 回収率 38.7%	産業・雇用政策課
		○ 税制、社会保障制度など女性の就業に関する諸制度の調査研究 ・「男女共同参画に関する事業所調査」を実施（平成21年度） ※ソレイユさがみにおける各種就職支援講座の中で税制・社会保障の諸制度の説明を行った。 ※ソレイユさがみ情報コーナーにおいて参考図書等の情報収集を行っている。	男女共同参画課
		○ 先進的な事業所の取組の調査・周知 ・仕事と家庭両立支援推進企業表彰 平成22年11月5日（金）場所：サン・エールさがみはら 受賞企業 4社 受賞企業の支援内容周知のためのリーフレット 5,000部作成	産業・雇用政策課
	ンセ トク 防シ 止ユ のア 啓ル 発・ ハラ ス メ	○ セクシュアル・ハラスメントに関する実態調査の実施 ・「男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」で実施（平成21年度）	男女共同参画課
		○ セクシュアル・ハラスメントガイドラインの作成 ・平成19年度作成	男女共同参画課
		○ セクシュアル・ハラスメントに関する講座の開催 ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「楽しく地域活動をするための、一つの気づき」 ーセクシュアル・ハラスメントー 参加者5人（平成21年度）	男女共同参画課
● 相談体制の充実	労働相談の充実	○ 就労サポート相談の実施 ・就職支援センターにて無料紹介事業を実施 相談数 3,801件 就職者 405人	産業・雇用政策課
		○ パート労働に関わる相談の実施 ・パート、正社員の区別なく相談を実施 （平成21年2月28日ハローワークプラザ閉鎖）	産業・雇用政策課
		○ セクシュアル・ハラスメントに関わる相談の実施 ・ソレイユさがみ女性相談において実施 相談件数 12件	男女共同参画課
		○ 関係相談機関との連携強化 ・就職支援センターとの連携により、相談者を紹介	男女共同参画課

施策の方向8 女性の就業機会の拡大と男女の多様な働き方の支援

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 就業機会の拡大と多様な働き方の支援	女性の能力開発のための支援	○ 起業家育成講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のために起業等を考えている人を対象に、コミュニティビジネス相談会・サロンを開催 参加者167人(うち女性106人)</li> <li>・ 市内での新規創業支援策であるチャレンジジョブ支援事業の一環として、開業を考えている人を対象に土曜日1日、日曜日1日、水曜日夜間2日間の計3コースのセミナーを実施 参加者44人(男性22人、女性22人)</li> </ul>	産業・雇用政策課 商業観光課
		○ 起業に関する情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社、NPO法人設立等の相談や情報提供を行う「ビジネスカウンセリング」を毎月4回実施 相談者182人(男性91人、女性91人)</li> </ul>	橋本図書館
		○ 女性のための職業講座の開催(パソコン、OA講座など) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみにて講座を実施 「女性のための初級パソコン教室」2講座4回、参加者82人</li> </ul>	男女共同参画課
		○ 県や関係機関で実施される講座等の情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみや市窓口においてリーフレット等を配架し、情報提供を行った。</li> </ul>	男女共同参画課
	に女子学生への就職支援	○ 就職準備講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみにおける講座の実施 「女性のための個別キャリアカウンセリング」1講座11回、19人</li> </ul>	男女共同参画課
		○ 女性の就職を支援する情報の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみの情報コーナーにおいて参考図書、ビデオ購入など情報の収集・提供を実施</li> </ul>	男女共同参画課
	多様な働き方への在宅勤務支援など	○ パートバンク(職業相談等)への支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハローワークプラザ相模大野(旧相模原パートバンク)に労働相談員を5名配置(国負担) ※平成21年2月28日閉鎖</li> </ul>	産業・雇用政策課
		○ パートバンクの設置促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無料職業紹介事業の実施 就職支援センターにて、無料職業紹介事業を実施</li> </ul>	産業・雇用政策課
	雇用情報の提供	○ 適職フェア(求人・求職情報交換会)の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さがみはら就職面接会 平成22年11月16日(火) 場所：小田急ホテルセンチュリー相模大野 参加企業 26社 求職者 200人 採用者16人</li> <li>新・若年者合同就職面接会 平成23年2月15日(火) 場所：ホテル ラポール千寿閣 参加企業 19社 求職者 171人 採用者21人</li> </ul>	産業・雇用政策課 産業・雇用政策課
		再就職に向けた支援	○ 再就職準備講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみにおける講座の実施 「面接につながる応募書類の効果的な書き方」など3講座14回、参加者59人</li> <li>・ 女性再就職支援講座「ウーマンジョブアゲインセミナー」の実施 年2回 参加者19人</li> </ul>
	○ 再就職を支援する情報の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみ情報コーナーにおける参考図書、ビデオ購入など情報の収集・提供を実施</li> </ul>		男女共同参画課
	○ 無料職業紹介事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就職支援センターにて無料職業紹介事業を実施</li> </ul>		産業・雇用政策課



基本方針Ⅳ 男女が共に自立し多様な生き方を選択できる環境づくり  
 施策の方向10 援助を必要とする高齢女性等への自立支援

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 高齢女性や障害のある女性への支援	高齢者・障害者の就業機会の拡大	○ シルバー人材センターによる就業の推進 ・会員数 3,583人 就業数 2,901人 就業率81.0%	高齢者福祉課
		○ 高齢者職業相談の充実 ・相談件数 11,844件 紹介件数 2,105件 就職件数 285件 (平成22年3月5日閉鎖)	産業・雇用政策課
		○ 障害者雇用促進キャンペーンの実施 ・啓発物品の配布 約1,400袋実施場所：橋本駅周辺 参加者 52人 (平成17年度実施)	産業・雇用政策課
		○ 障害者合同面接会の実施 ・9月28日(火) 実施場所：総合体育館 主催 ハローワーク相模原・厚木・大和、市 参加企業 72社 求職者 360人 就職決定者 37人	産業・雇用政策課
		○ 無料職業紹介事業の実施(再掲)	産業・雇用政策課
	住宅対策	○ 高齢女性・障害のある女性の生活実態の把握 ・相模原市障害者福祉計画策定に係るアンケート調査の実施 (平成21年度)	障害福祉課
		○ 高齢女性・障害のある女性の入居支援策の検討 ・市営住宅入居者決定者のうち選考時優遇措置 高齢者世帯数86世帯 障害者世帯数58世帯 合計144世帯	住宅課
		○ 民間住宅のバリアフリー化の推進 ・「住宅改修支給申請制度」介護認定を受けた高齢者に対して、住宅改修費用の9割を保険給付(20万円を限度) 1,625件 ・「高齢者住宅設備改善費助成事業」60歳以上の高齢者が属する世帯で、介護予防を目的とした住宅改造に要する費用の一部を助成 12件 ・「重度障害者住宅設備改善費助成事業」在宅の重度障害者又は保護者が住宅設備を障害に適するように改善するための経費を助成 66件	介護保険課 介護予防推進課 障害福祉課
	権利擁護の推進	○ 相模原あんしんセンターの運営支援 ・日常生活において、財産の保全又は管理が困難な高齢者及び障害者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るため、日常生活自立支援事業を実施。 書類等預かりサービス(高齢者14件、障害者22件) 日常的金銭管理サービス等(高齢者40件、障害者56件) 新・平成22年度から成年後見制度の利用の促進を図るため、あらたに法人後見事業を実施。 相談援助件数 78件	障害福祉課 障害福祉課
		○ 権利擁護相談の充実 ・弁護士による権利擁護相談 相談件数 35件	障害福祉課
○ 母子家庭等福祉手当の支給 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子父子家庭等で市民税が均等割課税以下の世帯に手当を支給。 手当月額 3,000円 支給世帯数 延べ55,428世帯		こども青少年課	
● へのひとり親家庭の女性	生活の援助	○ 母子・父子家庭等高校進学・就職支度金の支給 ・母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職するときに支度金を支給。 支給額 児童1人につき20,000円 支給者数 742人	こども青少年課

<p><b>○ 母子（寡婦）福祉資金の貸付</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母及び児童、父母のいない児童及び寡婦に対し、修学資金、就学支度資金など12種類の資金の貸し付けを実施。 (平成14年度までは神奈川県事業)</li> </ul>	こども青少年課
<p><b>○ 母子（寡婦）福祉資金の利子補給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉資金の貸し付けを受け、その年分の償還を完了した借受者に対し、利子補給を実施。 利子補給数 36件</li> </ul>	こども青少年課
<p><b>○ 医療費の助成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童とその養育者の健康の保持及び生活の安定を図り、福祉の増進に寄与することを目的とし、ひとり親家庭や父か母に重度の障害がある家庭などの医療費を助成するもの。</li> </ul> <p><b>【対象者】</b> 健康保険に加入している方で、母子家庭、父子家庭、父か母に重度の障害がある家庭、父母がいない家庭などの児童（原則として高校卒業まで）とその養育者</p> <p><b>【所得制限額】</b> ①父又は母等…192万円＋扶養1人につき38万円 ②扶養義務者等…236万円＋扶養1人につき38万円 ※①及び②をともに下回ることが必要</p> <p><b>【扶助費（平成22年度）】</b> 金額（円） 371,819,809円 人数（月平均） 12,046人 件数（年間合計） 146,301件 一人当たり医療費（年額） 30,867円</p>	地域医療課
<p><b>○ 母子家庭等自立支援事業の推進</b></p> <p>①適職発見セミナーの開催 母子家庭母等の就業・起業、キャリアアップをはかるため、就業準備や離転職に関するセミナーを開催。 適職発見セミナーの開催（6回）</p> <p>②自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練終了後、給付金を支給。 支給額 対象講座の受講料の20%相当額（上限10万円、下限4千円） 給付件数 10件</p> <p>③高等技能訓練促進費 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給。 支給期間 修業期間の最後の1/2に相当する期間（18ヶ月を上限とする）で、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。なお、平成21年6月以降、平成24年3月31日までに修業機関に入学した者については全修業期間で申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 支給額 非課税世帯 月額14万1千円 課税世帯 月額7万5千円 給付件数 35件</p>	こども青少年課  こども青少年課  こども青少年課

	<p><b>○ 母子家庭等生活支援事業の推進</b></p> <p>①母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭等が傷病により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣。 対 象 母子家庭、父子家庭及び寡婦 派遣事由 母子家庭等の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事の出席、技能修得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態（事由発生後概ね6か月以内）など 派遣内容 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買物、医療機関への連絡等 派遣日数 同一家庭において原則として10日以内 利 用 料 所得に応じて負担金あり（150円/時間） 実施方法 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>②ひとり親家庭等生活支援 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する。 対 象 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦 実施内容 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生活相談の実施。 22年度開催回数 4回 ※状況に応じ、託児サービスの実施。</p>	<p>こども青少年課</p> <p>こども青少年課</p>
	<p><b>○ 無料職業紹介事業の実施（再掲）</b></p>	<p>産業・雇用政策課</p>
住宅対策	<p><b>○ 市営住宅入居選考時優遇措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅入居決定者のうち選考時優遇措置を行ったひとり親世帯 54世帯</li> </ul>	<p>住宅課</p>
	<p><b>○ 民間賃貸住宅紹介</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県「あんしん賃貸支援事業」を紹介。</li> </ul>	<p>住宅課</p>
相談体制の充実	<p><b>○ 女性相談・母子相談の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭相談員による母子相談 母子家庭等の就職や子どもの養育に関する相談と母子寡婦福祉資金の貸付に関する指導を実施。 相談件数 3,557件</li> </ul>	<p>こども青少年課</p>
	<p><b>○ 就労や生活に関する相談の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみ女性相談 女性相談員による夫婦、家族、男女、近隣等人間関係の問題や生活上の様々な悩みについての一般相談のほか女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心の相談を実施 相談件数 1,729件</li> <li>就職支援センターで、就職相談を実施</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>産業・雇用政策課</p>

施策の方向11 育児・介護を社会的に支える環境づくり

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
<p>● 育児を社会的に支える環境づくり</p>	<p>多様な保育ニーズに応える保育環境の整備・充実</p>	<p>○ 保育所の受入枠の拡大</p> <p>・ 8,213人（前年度比 410人増）（平成23年4月1日より）                      （整備内訳）新設：本園 5施設、分園 1施設                      建替：本園 2施設、分園 1施設</p>	<p>保育課</p>
		<p>○ 延長保育、障害児保育、休日保育、育産休明け保育の推進</p> <p>&lt;延長保育&gt;                      64園で実施（前年度比 1園増）                      私立 45園（前年度比 2園増）                      公立 19園（前年度比 1園減）</p> <p>&lt;障害児保育&gt;                      146人（前年度比 13人増）                      私立 87人（前年度比 12人増）                      公立 59人（前年度比 1人増）</p> <p>&lt;休日保育&gt;                      私立2園で実施                      451人（前年度比 23人増）</p> <p>&lt;育・産休明け保育の推進&gt;                      61園実施（前年度比 3園増）                      私立 44園                      公立 17園</p>	<p>保育課</p> <p>保育課</p> <p>保育課</p> <p>保育課</p>
		<p>○ 病後児保育事業の推進</p> <p>&lt;施設の利用状況&gt;                      2園で実施（前年度比 1園増）                      822件（前年度比 231件増）</p>	<p>保育課</p>
		<p>○ 認定保育室の運営助成</p> <p>・ 37施設</p>	<p>保育課</p>
		<p>○ 私立幼稚園預かり保育への補助</p> <p>・ 課業期間中預かり保育実施園 45園                      ・ 夏季休業期間中預かり保育実施園 39園                      ・ 学年始休業期間、冬季休業期間、学年末休業期間における預かり保育実施園 34園</p> <p>・ 幼稚園型認定こども園運営助成事業 5園                      幼稚園型認定こども園の設置者に対し、当該幼稚園型認定こども園が実施する預かり保育事業の運営費等を補助した。</p> <p>○ 保育情報の提供</p> <p>・ 「子育て広場事業」として保育課が所管</p>	<p>保育課</p> <p>保育課</p> <p>保育課</p>
			<p>○ 子育て広場事業の推進</p> <p><b>新</b> &lt;子育て広場 たんと&gt;                      ・ 子育て支援団体と伊勢丹相模原店との協力により「子育て広場たんと」を開設（平成23年2月）。つどいの場の提供や子育てに関する相談、情報提供等を行った。講習会 3回開催。</p> <p>&lt;保育所における子育て広場&gt;                      ・ 子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導・子育てサークル等への支援などを実施し、育児支援を行った。                      ※ 私立44園 公立15園</p> <p>&lt;幼稚園の地域における子育て支援&gt;                      ・ 未就園児の親子登園や子育て相談の実施など、幼稚園の専門的機能を活かしながら、地域における子育て支援を行った。</p> <p>・ これらの事業を「私立幼稚園地域子育て支援推進事業」として体系化のうえ、助成した。                      ※ 私立幼稚園30園</p>

<p>&lt;こどもセンターにおける子育て広場&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる集いの場として、子育て経験を持つ地域の方々などによる実行委員会に委託し、集いの場の提供、子育てに関する相談、子育てに関する講習会等を行った。</li> <li>平成22年度は、14か所（うち新規2か所）で実施した。</li> </ul>	こども施設課
<p><b>○ コミュニティ保育推進事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で子育てをしている保護者のグループに対して補助金を交付し、活動に係る運営支援を実施した。</li> <li>基本的には、各グループがそれぞれ自主的な活動を行っている。</li> <li>市では補助金交付のほか、公立保育所が窓口となり、研修会の開催（年2回）や、各グループからの求めに応じ個別に指導を行った。</li> </ul>	保育課
<p><b>○ ファミリーサポートセンター事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市ファミリーサポートセンターの運営。</li> <li>運 営（福）相模原市社会福祉協議会へ委託</li> <li>会員数（平成22年3月末現在） 1,325人</li> <li>（利用会員797人 援助会員494人 両方会員34人）</li> <li>活動件数 11,122件</li> </ul>	こども青少年課
<p><b>○ こどもセンターの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽光台こどもセンターの開館（平成21年4月1日）</li> <li>・こどもセンター利用者数 781,820人</li> <li>・こどもセンターの開館状況 24館</li> </ul>	こども施設課 こども施設課 こども施設課
<p><b>○ 児童クラブの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブ数 66児童クラブ</li> <li>・入会児童数 3,877人（平成22年5月1日現在）</li> <li>・民間児童クラブの設置促進</li> <li>床面積が1.65㎡以上の児童クラブの補助額を拡大</li> <li>夏期の児童の受け入れについて新たに補助加算を設定</li> <li>・民間児童クラブ数 15クラブ</li> </ul>	こども施設課 こども施設課 こども施設課 こども施設課
<p><b>○ 相談事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児相談件数8,234件</li> <li>・こども家庭支援センターで、家庭児童相談員などによる、子どもとその家庭についての総合相談を実施</li> <li>相談件数 1,532件</li> <li>・児童相談所で、子どもに関する家庭その他からの相談に応じた。</li> <li>相談件数 1,410件</li> </ul>	緑・中央・南保健センター、城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課 緑・中央・南こども家庭相談課 児童相談所
<p><b>○ 民間活動団体の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での子育て支援をより一層進めていくため、広く子育て支援に携わる者の把握に努め、情報提供を行うとともに、相互の交流や連携の機会を設けた。</li> <li>登録団体・個人 37件</li> </ul>	こども青少年課
<p><b>○ 子育て支援講座の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座等の実施</li> <li>「初級傾聴ボランティア講座 子育てサポート編」など8講座32回、参加者552人</li> <li>・公民館における講座等実施</li> <li>16公民館 24講座 86回 参加者1,968人</li> </ul>	男女共同参画課 生涯学習課

		<p><b>○ 子育て情報誌の発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て家庭を支援するための「平成23年度版子育てガイド」を23,000部及び 外国語版（英語版200部、中国語・タガログ語版・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ルビ振り版 各150部作成。</li> </ul>	こども青少年課
		<p><b>○ 講座等への参加のための保育の充実（再掲）</b></p>	
		<p><b>○ 育児支援家庭訪問事業の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問世帯数および延べ訪問回数 育児指導 20世帯 延べ162回 育児・家事援助 6世帯 延べ 31回</li> </ul>	緑・中央・南こども家庭相談課
● 介護を社会的に支える環境づくり	介護サービスの充実	<p><b>○ 介護保険制度の円滑な運営と啓発、普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険啓発用パンフレットの作成</li> <li>・市ホームページ上での市民、介護支援専門員及び事業者への情報提供</li> </ul>	介護保険課 介護保険課
		<p><b>○ 介護サービス提供体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス適正化事業の実施 介護報酬請求の縦覧点検、ケアプランチェック及び事業所集団指導などにより、適切な介護サービスが提供されるよう努めた。 地域密着型サービスの市独自報酬加算制度の創設により、サービス提供基盤の確保に努めた。</li> <li>・介護サービス事業者の指導 事業者の育成・支援を目的に、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行った。 集団指導……133件 実地指導……148件</li> <li>・介護人材定着・確保対策 介護人材の定着・確保を図るために、新任職員及び経営者等に対する研修や「介護の日」記念イベントの実施、職員の外部研修費用の助成、離職失業者に対し、介護業務に従事しながら養成講座を受講する事業を実施した。</li> <li>・介護サービスの質の向上のための施策実施 介護相談員の施設への派遣……特別養護老人ホーム22施設 認知症対応型共同生活介護2事業所 介護支援専門員の資質向上のため研修を実施 医療・介護連携研修ほか3研修 延べ15日 参加者述べ 1,093人</li> </ul>	介護保険課 介護保険課 介護保険課 介護保険課
		<p><b>○ 障害者の自立支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉相談事業 相談員36人 相談件数1,961件 身体障害者福祉バス(あじさい号)運行事業 利用者数6,675人</li> </ul>	障害福祉課
		<p><b>○ 障害者の在宅保健福祉サービスの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問系サービス（居宅介護）の給付 ガイドヘルプサービス事業 など</li> </ul>	障害福祉課

介護の共同参画	<b>○ 性別による介護の役割分業意識の解消に向けた啓発</b> ・ソレイユさがみにおける講座等による啓発の実施	男女共同参画課
	<b>○ 介護に関する情報の提供と講座の開催</b> ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「介護を楽にするおしゃべりサロン」 など3講座14回、参加者183人 ・認知症講演会 認知症の病態、症状、治療、接し方など 3回 275名 ・高齢者認知症相談・1～2回/月、1回3名定員。精神科医による認知症についての対応方法や医療などについての相談 34回 延べ件数 57件	男女共同参画課 介護予防推進課 介護予防推進課
	<b>○ 相談事業の充実</b> ・介護に関する相談件数 3,712件	介護予防推進課、 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、 模湖保健福祉課、藤野保健福祉課
	<b>○ 介護サービス事業への男性の積極的な参画の推進</b> ・ソレイユさがみにおける講座の実施 「介護を楽にするおしゃべりサロン」 など3講座14回、参加者183人	男女共同参画課

施策の方向12 女性と男性が家庭責任を担える生活環境づくり

※「施策の方向6 家庭生活・地域活動・社会活動への男女の共同参画の促進」を参照

施策の方向13 個性を尊重し、多様な生き方が尊重される社会づくり

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
<p>● 多様な生き方の尊重</p>	<p>性ジェンダーを尊重する意識づくり（社会的、文化的に形成された性別）に敏感な視点で個</p>	<p>○ <b>ジェンダーに敏感な視点の普及・定着に向けた講座等の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける意識啓発等パネル展示「心に響かせるDV根絶パネル展」 2月8日～2月21日 など2事業2回、参加者165人</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>ジェンダーに敏感な視点の普及・定着に向けた啓発誌の発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「と・も・に」の発行</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>関連情報の収集・提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみ情報コーナーにおいて参考図書、ビデオなどの情報の収集・提供を実施</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>結婚、家族のあり方や選択的夫婦別氏制度についての調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ソレイユさがみ情報コーナーにおいて参考図書、ビデオなどの情報の収集・提供を実施</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>性別にとらわれない進路、就職指導の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育では、特別活動等で、本人の適性や能力を基本とした進路指導を実施。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
		<p>○ <b>教職員研修の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・福祉教育研修講座を実施</li> </ul>	<p>総合学習センター</p>
		<p>○ <b>高齢社会における男女の性やジェンダーについての調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画研究活動助成事業「高齢者“おひとりさま”の現実と課題」（『共同参画』市民スタディ21）（平成20年度実施）</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
	<p>相談体制の充実</p>	<p>○ <b>女性相談、健康相談、法律相談、就労サポート相談等の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける女性相談員による夫婦、家族、男女、近隣等人間関係の問題や生活上の様々な悩みについての一般相談のほか女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心の相談を実施 相談件数 1,729件</li> <li>・就職支援センターで就職相談を実施 相談件数 3,801件</li> <li>・相続、離婚、消費者金融など市民の日常生活上の悩みごとについての法律相談を中央区役所市民相談室、南区役所市民相談室、緑区役所市民相談室、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくり、藤野まちづくりセンターで実施 相談件数 2,442件</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>産業・雇用政策課</p> <p>各区総務課市民相談室、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター</p>

基本方針Ⅴ 女性の身体の尊重と人権の確立  
 施策の方向14 人権としての両性の尊重と理解の促進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 人権の尊重と理解	総合的な人権施策の推進	<p>○ 人権施策推進指針に基づく施策の推進</p> <p>①相模原市民まつり等での「人権メッセージ展」及び「人権啓発物品の配布」による啓発活動（1,000人）</p> <p>②各種イベント及び街頭における人権啓発物品の配布を通じての人権啓発活動（2,283人）</p> <p>③人権啓発講演会 平成23年1月20日（木） ・演題 「命を大切に～可能性を信じて」 ・講師：渡部 陽一氏（戦場カメラマン） ・来場者：288人</p> <p>④人権施策推進会議（開催1回）</p> <p>⑤さがみはら人権施策推進協議会（開催3回）</p> <p>⑥各種人権講演会、研修会等への市職員参加 同和団体主催事業への参加（全13回45人） 人権団体主催事業への参加（全12回338人） 県、市町村等関係団体事業への参加（全27回140人）</p> <p>⑦人権・同和関係機関紙、冊子等を関係各課へ配布し、人権に関する情報収集や正しい理解に努めた。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p> <p>地域福祉課 地域福祉課 地域福祉課</p> <p>地域福祉課</p>
		<p>○ 学校教育、生涯学習における人権教育の推進</p> <p>・学校教育における人権教育 人権・福祉教育の推進に当たり、次の取り組みを展開。 ①校内研修の支援（実績：26校 600名受講） ②人権・福祉教育担当者会の実施（年3回実施） ③人権・福祉教育推進校（2校）及び実践校（107校）の委託</p> <p>・生涯学習による人権教育</p> <p>①人権に関する講演会の開催 PTA等の指導者及び一般市民を対象に、「人権問題」について、「基本的人権の尊重・差別・人権侵害」を考えることを中心として、人権に関する意識の啓発を図ることにより、地域社会において日ごろから人権感覚を持って行動できる人材を養成する。 2月9日（木） 「子どもの人権、いのちを守るために ～大人と子どもの心の架け橋を築く～」 講演 講師：松本 純 氏（親業インストラクター）  参加者122名</p> <p>②人権と差別を考える講座の開催 1公民館 1講座 参加者18人</p>	<p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生涯学習課</p>
女性の 人権の 尊重		<p>○ 人権に関する講座の開催</p> <p>・「DV被害者サポート講座」等の実施 5講座5回、参加者371人</p>	男女共同参画課
		<p>○ セクシュアル・ハラスメントに関する講座の開催（再掲）</p>	男女共同参画課
		<p>○ メディアと女性の人権に関する講座の開催（再掲）</p>	男女共同参画課
		<p>○ 性差別表現是正のためのガイドラインの作成（再掲）</p>	男女共同参画課
		<p>○ 市発行出版物の作成指針の策定（再掲）</p>	男女共同参画課
		<p>○ DV防止法、ストーカー規制法の周知、徹底</p> <p>・各DV関連講座内での説明</p>	男女共同参画課
		<p>○ 性的被害を予防するための関係機関との連携</p> <p>・神奈川県警等関係機関との女性への暴力等に対する連絡会議の開催などから連携を図っている。 1回開催</p>	男女共同参画課

● 人権擁護の推進	相談体制の充実	<b>○ 人権相談、心の相談、女性相談等の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権相談 人権を侵害されている等悩みごとについての人権相談を中央区役所市民相談室（第1・3金曜日）、南区役所市民相談室（第2水曜日）、緑区役所市民相談室（第4金曜日）、城山まちづくりセンター（第1金曜日）、津久井まちづくりセンター（第2水曜日）、相模湖まちづくりセンター（第2金曜日）、藤野まちづくりセンター（第3水曜日）で実施 相談件数22件</li> <li>こども家庭相談員による女性相談 夫等からの暴力を受けている婦人の相談、売春を行う恐れのある女子の発見及び相談、その他女性のいろいろな悩みごとに助言指導を実施。 相談件数 1,084件</li> <li>ソレイユさがみ女性相談 夫婦、家族、男女、近隣等人間関係の問題や生活上の様々な悩みについての一般相談のほか女性弁護士による法律相談や女性臨床心理士による心の相談を実施 相談件数 1,729件</li> <li>学校出張相談 青少年教育カウンセラーを全市立小中学校に派遣し、児童・生徒の反社会非社会的な問題等の相談に応じ、児童・生徒、保護者、教職員を支援。 小学校出張相談件数 29,218件 中学校出張相談件数 18,304件</li> </ul>	各区総務課市民相談室、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター  こども青少年課  男女共同参画課  青少年相談センター
		<b>○ 人権擁護委員による支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権啓発活動（横断幕・懸垂幕の掲出など）</li> </ul>	各区総務課、区政支援課、城山、津久井、相模湖、藤野まちづくりセンター
		<b>○ 男女共同参画専門員による人権侵害に対する相談・苦情の処理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>申出件数 0件 問合せ件数 1件</li> </ul>	男女共同参画課
	ワ相談事業づくりのネット	<b>○ 相談関係機関との体制づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会月1回 年12回開催</li> </ul>	男女共同参画課
<b>○ 相談員に対する研修の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイズの実施 女性相談員を対象に事例研究や相談員へのアドバイス等総合的な助言を受けるとともに、相談員の資質の向上や多様な相談に適切かつ迅速な対応を図るため、年10回スーパーバイズ、年2回学習会を実施。</li> </ul>		男女共同参画課	

施策の方向15 女性を取り巻くあらゆる暴力をなくす環境づくり

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
<p>● 女性への暴力根絶の取組</p>	<p>の力女 実に性 態つへ 把いの 握て暴</p>	<p>○ 調査研究事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画に関する市民意識調査」において実施（平成21年度）</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
	<p>相談事業の充実</p>	<p>○ 女性のための一般相談、法律相談、継続面接相談等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭相談員による女性相談（再掲）</li> <li>ソレイユさがみにおける女性相談員による様々な悩みについての一般相談のほか女性弁護士による法律面接相談、女性臨床心理士による心の相談を実施 相談件数 1,729件</li> </ul>	<p>こども青少年課 男女共同参画課</p>
		<p>○ 自助グループへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査を行ったが自助グループの存在を確認できず。自助グループが設立され、申し出があれば支援を行う。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ 相談員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県・市等における研修に新任女性相談員等を積極的に派遣 19講座 19回 参加者 延べ23人</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ 他の暴力相談機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年DV防止法の施行を機会に、連絡会議を開催。22年度は国、県の機関、8機関と庁内の20機関、合計28機関で実情に応じた支援体制の確保や二次的被害の防止とともに連携の充実に努めた。1回開催。</li> <li>庁内のみの連携打合せ会議、1回開催。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
	<p>広報・啓発活動の充実</p>	<p>○ ドメスティック・バイオレンス*、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性や子どもへの暴力防止に関する講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおけるパネル展「心に響かせるDV根絶パネル展」 2月8日～2月21日 参加者140人</li> <li>男女共同参画フェスティバル一環事業 『DV防止イベント』 「尊重されていますか?あなたの気持ち～人形劇でDVを考えてみましょう～」 2月18日 参加者 25名</li> <li>ソレイユさがみにおける講座の実施 「知っていますか?『パワー・ハラスメント』」 1講座、参加者10人</li> </ul> <p>新・デートDV啓発カードの配布 デートDVに関する啓発カードを、市内高校生に配布（21校・約17,000人）</p>	<p>男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課 男女共同参画課</p>

<p>● 女性からの子どもや高齢者等への暴力根絶の取組</p>	<p>育児や介護における暴力への取組</p>	<p><b>○ 児童や老人等虐待の防止に向けたネットワークづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年4月高齢者虐待防止・養護者支援法が施行。また、介護保険制度改正に基づき、高齢者虐待を含む権利擁護事業が、地域包括支援センター業務として位置づけられる。地域包括支援センターを初動機関とした庁内体制を構築し対応。 また、高齢者等の虐待防止及び早期発見を進めるとともに、虐待発生時における、より迅速かつ的確な対応等を図るため、地域の関係者や関係団体・機関による協議を行う場として、高齢者等虐待防止ネットワーク協議会を平成19年8月に設置。 22年度 通報受理件数 83件 22年度 高齢者等虐待防止ネットワーク協議会 1回開催</li> <li>児童虐待の防止並びに早期発見及び早期対応のための関係機関相互間における連携を図ることを目的とする「市児童虐待防止ネットワーク」を平成13年5月に設置</li> <li>児童虐待の防止に係る関係機関相互の連携等をさらに推進するため、上記ネットワークを児童福祉法の改正（平成17年4月1日施行）により法的に位置付けられた「相模原市要保護児童対策地域協議会」に移行した。（平成17年11月17日設置） 22年度運営状況 要保護児童対策地域協議会代表者会議 1回開催 要保護児童対策地域協議会実務者会議 6回開催 要保護児童対策地域協議会ケース会議 154回開催</li> </ul>	<p>介護予防推進課</p> <p>こども青少年課 (H22年度は緑・中央・南こども家庭相談課が所管)</p> <p>こども青少年課 (H22年度は緑・中央・南こども家庭相談課が所管)</p>
		<p><b>○ 相談事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の相談・通告に対応 児童虐待把握人数 524人</li> <li>児童相談所で、児童虐待の相談・通告に対応 児童虐待把握件数 487件（児童相談所）</li> </ul>	<p>緑・中央・南こども家庭相談課 児童相談所</p>
		<p><b>○ 保育・介護サービスの利用促進のための周知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座の実施 「ハローマザークラス（母親・父親教室）」 など4講座13回、参加者386名</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p><b>○ 男性の育児・介護への参画の促進（講座・啓発誌の発行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座の実施 「初級傾聴ボランティア講座 心に寄り添うことをめざして」 など10講座22回、参加者600人</li> <li>ハンドブック「お父さんといっしょ」改訂 15,000部</li> </ul>	<p>男女共同参画課  男女共同参画課</p>
		<p><b>○ 女性向けリフレッシュ講座の開催（再掲）</b></p>	
<p>● 性の緊急一時保護施設の充実と被害者女性</p>	<p>緊急一時保護施設の充実・支援</p>	<p><b>○ 緊急一時保護施設運営への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県・市町村・民間団体が共同して運営するDV被害者シェルターに運営のための負担金を支出</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p><b>○ 警察等関係機関とのネットワークづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方法務局相模原支局、県人権男女共同参画課、県配偶者暴力相談支援センター、神奈川県警本部、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署、緑生活支援課、中央生活支援課、南生活支援課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課、こども青少年課、緑こども家庭相談課、中央こども家庭相談課、南こども家庭相談課、児童相談所、緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、学務課、学校教育課、住宅課、国民健康保険課、男女共同参画課等、関係機関が、実情に応じた支援体制の確保や二次的被害の防止とともに連携の充実に努めた。 平成22年度 1回開催</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>

<p>● 緊急一時保護施設の充実と被害自立支援</p>	<p>被害女性の保護と自立への支援</p>	<p>○ <b>カウンセリングの実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施件数18件（緑5件 中央6件 南7件）</li> </ul>	<p>緑・中央・南こども家庭相談課</p>
		<p>○ <b>公共職業安定所等関係機関とのネットワークづくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職支援センターと連携を図り、職業紹介を行う。</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>21世紀職業財団との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座の実施 女性のための再就職準備セミナー 講演会 「情報力と行動力を鍛えよう！」 参加者32人（平成21年度）</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>自立に向けての中間施設（ステップハウス等）の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度神奈川県がステップハウスを開設</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ <b>加害者の更生指導等に関する調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座の実施 「精神科医が伝えるDV加害者・被害者の心」 ～絶対させない！しない！許さない!!～ 参加者 39名（平成21年度）</li> <li>・男女共同参画研究活動助成事業 「DV被害者と加害者の実態と心理状態の分析」 （さがみはらジェンダーを考える会）（平成21年度）</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>男女共同参画課</p>

\*ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）：配偶者等からの身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

施策の方向16 女性の生涯にわたる心と身体の健康づくりと自己決定権の確立

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課																																															
<p>●女性の生涯にわたる健康づくりへの支援</p>	<p>ライフステージに応じた保健事業の充実</p>	<p><b>○ 健康診査の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健康診査、子宮がん、乳がん検診など                      &lt;妊婦健康診査&gt;                      妊娠中14回を医療機関に委託して行い、定期的な健康診査の受診をすすめた。受診者数 74,083人</li> <li>&lt;子宮がん検診&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・20歳以上の女性</li> <li>・実施方法・・・集団検診(検診車、年58回)、施設検診(31医療機関)</li> </ul>                     受診者数                     <table border="1" data-bbox="383 510 826 638"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>前年比</td> </tr> <tr> <td>集団検診</td> <td>4,750</td> <td>4,164</td> <td>87%</td> </tr> <tr> <td>施設検診</td> <td>20,086</td> <td>21,674</td> <td>107%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,836</td> <td>25,838</td> <td>104%</td> </tr> </table> </li> <li>&lt;乳がん検診&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者・・・集団検診(視触診)：30歳以上の女性(視触診+マンモグラフィ)</li> <li>：40歳以上の女性で2年に1回の受診</li> <li>施設検診(視触診)：30歳以上の女性(視触診+マンモグラフィ)</li> <li>：40歳以上の女性で2年に1回の受診</li> <li>・実施方法・・・集団検診(検診車、年58回)及び施設検診(68医療機関と2メディカルセンター)</li> </ul>                     受診者数                     <table border="1" data-bbox="383 969 884 1093"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>前年比</td> </tr> <tr> <td>集団検診</td> <td>4,544</td> <td>3,905</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>施設検診</td> <td>19,045</td> <td>18,919</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,589</td> <td>22,824</td> <td>96%</td> </tr> </table> </li> <li>&lt;受診率向上への取り組み&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診券の一斉送付・・・年度当初に過去3年度内のがん検診受診者や20歳から70歳の節目年齢者、前年度転入者等に対し送付</li> <li>・国における経済危機対策に基づく「女性特有のがん検診推進事業」の実施・・・平成21年9月1日付けで特定の年齢に達した女性を対象に子宮頸がん及び乳がん検診無料クーポン券及び検診手帳を送付</li> <li>・健康相談(毎日開設)で生活習慣病、認知症、心の健康相談を実施</li> <li>・栄養相談、歯科に関する相談、リハビリや福祉機器に関する相談も予約制にて専門職が実施</li> </ul> <table border="1" data-bbox="357 1429 954 1585"> <tr> <td>健康相談・電話相談</td> <td>3,888回</td> <td>5,529人</td> </tr> <tr> <td>病態別健康相談</td> <td>34回</td> <td>322人</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患健康相談</td> <td>54回</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>栄養相談</td> <td>30回</td> <td>129人</td> </tr> <tr> <td>生活リハビリ相談</td> <td>117回</td> <td>183件</td> </tr> </table> </li> </ul>		21年度	22年度	前年比	集団検診	4,750	4,164	87%	施設検診	20,086	21,674	107%	合計	24,836	25,838	104%		21年度	22年度	前年比	集団検診	4,544	3,905	85%	施設検診	19,045	18,919	99%	合計	23,589	22,824	96%	健康相談・電話相談	3,888回	5,529人	病態別健康相談	34回	322人	歯周疾患健康相談	54回	60人	栄養相談	30回	129人	生活リハビリ相談	117回	183件	<p>健康企画課</p> <p>健康企画課</p> <p>健康企画課</p> <p>健康企画課</p> <p>健康企画課</p> <p>健康企画課、緑・中央・南保健センター、城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課、介護予防推進課                      ※生活リハビリ相談のみ</p>
			21年度	22年度	前年比																																													
集団検診	4,750	4,164	87%																																															
施設検診	20,086	21,674	107%																																															
合計	24,836	25,838	104%																																															
	21年度	22年度	前年比																																															
集団検診	4,544	3,905	85%																																															
施設検診	19,045	18,919	99%																																															
合計	23,589	22,824	96%																																															
健康相談・電話相談	3,888回	5,529人																																																
病態別健康相談	34回	322人																																																
歯周疾患健康相談	54回	60人																																																
栄養相談	30回	129人																																																
生活リハビリ相談	117回	183件																																																
		<p><b>○ 骨粗しょう症予防事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室名「骨密度測定de骨元気アップセミナー」とし、月1回程度開催(年14日)</li> <li>開催内訳：ウェルネスさがみはら5日                      シティ・プラザはしもと2日</li> <li>南保健福祉センター5日、津久井保健センター1日、相模湖総合事務所1日</li> <li>参加者総数：1,519人</li> </ul>	<p>緑・中央・南保健センター、津久井・相模湖保健福祉課</p>																																															

	<p><b>○ 女性のための健康教室の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソレイユさがみにおける講座の実施 「医師から学ぶ！生活習慣病にならないための食事と運動習慣」 など11講座28回、参加者544人</li> <li>・女性の健康教室「きらきら更年期～大人の女性の輝き方～」の開催 1回 参加者20人 南保健福祉センター 講師 佐藤 芳明医師</li> <li>・女性特有のがん予防に関する講座の開催 講座 4回 相模女子大学 参加者 778人</li> <li>・女性特有のがん予防の知識の周知と啓発活動 7会場 参加者 3,296人</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>南保健センター</p> <p>健康企画課、緑・中央・南保健センター</p>
	<p><b>○ 薬物乱用防止に関する啓発活動の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭等啓発活動 5回実施、薬物乱用防止連絡会 1回開催 薬物乱用防止講習会 1回開催 参加者 87名</li> </ul>	<p>医事薬事課</p>
	<p><b>○ 喫煙、飲酒の身体への影響に関する講座の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の健康教室「きらきら更年期～大人の女性の輝きかた～」 参加者 20人</li> <li>・更年期に関する普及啓発 講座 2回 参加者 46人</li> <li>・女性ならではの心身の変化・更年期に関する知識の普及啓発 1会場 参加者 72人</li> <li>・禁煙サポート講座：禁煙について関心のある人を対象に実施 ウェルネスさがみはら、シティ・プラザはしもと、南保健福祉センター 参加者 74人</li> </ul>	<p>南保健センター</p> <p>緑・中央・南保健センター</p> <p>緑・中央・南保健センター</p> <p>緑・中央・南保健センター</p>
<p>相談体制の充実</p>	<p><b>○ 女性のための健康相談、思春期保健相談、エイズ相談、精神保健相談の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思春期相談 相談件数 183件（161人）</li> <li>・エイズ相談 電話・面接による相談随時（平日）21件 毎週火曜日、隔週土曜日検査相談を実施 検査502件 相談 1,017件</li> <li>・精神科医による精神保健相談の実施 相談件数67件</li> <li>・福祉職、保健師による随時相談の実施 来所相談 2,132件 電話相談 4,486件 文書等 570件 合計 7,188件 訪問 840件</li> </ul>	<p>緑・中央・南保健センター 疾病対策課</p> <p>精神保健福祉課</p> <p>精神保健福祉課</p>

	<p>健康づくりの推進に関する情報収集</p>	<p>○ <b>保健と福祉のライブラリーの充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健・医療・福祉関係図書を収集し、総合的な情報を提供するとともに、視覚障害者が必要とする点字・録音図書等を備えた専門的なライブラリーを設置し市民の保健福祉の向上を図っている。</li> </ul> <p>収蔵図書等の概要  保健・医療関係 8,144冊、 福祉関係 8,026冊  その他（児童図書等） 1,445冊、 雑誌 153冊、  ビデオ 890本、 拡大・点字・録音図書 5,867冊  （録音図書はタイトル数）</p>	<p>健康企画課</p>
<p>● リプロダクティブ・ヘルス／ライツの確立</p>	<p>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発・普及</p>	<p>○ <b>ソレイユさがみの情報コーナーの充実（再掲）</b></p> <p>○ <b>リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*に関する講座等の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座の実施  「女性のための心とからだの健康相談」  1講座11回、参加者13人</li> </ul> <p>○ <b>妊娠、出産、避妊等に関する相談の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児相談で対応</li> </ul> <p>○ <b>エイズをはじめとする性感染症予防に関する講座の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エイズ予防講演会の開催  東北地方太平洋沖地震の関係で中止</li> </ul> <p>○ <b>啓発誌の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市関係機関及び検査会場等でエイズ啓発冊子を配布</li> </ul> <p>○ <b>情報の収集と提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみの情報コーナーにおいて参考図書、ビデオの購入など、情報収集</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p> <p>緑・中央・南保健センター、城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課</p> <p>疾病対策課</p> <p>疾病対策課</p> <p>男女共同参画課</p>
<p>● 環境問題への取組</p>	<p>女性の環境問題への影響を及ぼす</p>	<p>○ <b>環境に関する講座・教室の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ソレイユさがみにおける講座等の実施  これからのエネルギーを考える環境セミナー  「地球環境・エネルギーについて」～暮らしとのかかわり～  1講座 参加者18人</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>

\*リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。リプロダクティブ・ヘルスはライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方で、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念。

施策の方向17 さがみはらで育つ子どもたちへの性教育の推進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
● 性教育の推進	性教育の推進	<b>○ 家庭向け性教育読本の発行</b> ・「さわやか」の発行 小学校新1年生保護者に配布。今後内容を検討	総合学習センター
		<b>○ 性教育の手引きの発行</b> ・平成14年3月改訂版発行	学校教育課
		<b>○ エイズ教育の手引きの発行</b> ・性教育の手引き平成14年3月改訂版にエイズにかかわる教育内容を盛り込み、指導の充実を図った。	学校教育課
		<b>○ 性教育講座の開催</b> ・デートDV講座の実施 『神奈川県立相模原総合高等学校「シチズンシップを考える日」 授業内におけるデートDV講座』 3月19日 参加者 35名（平成21年度）  <b>○ エイズをはじめとする性感染症に関する知識の啓発・普及の充実</b> ・市立中学校、市内高校、大学に啓発用ポスター・冊子を配布 各種イベントにおけるエイズ啓発コーナーの開設 地域依頼によりエイズ等性感染症の教育を実施 25回	男女共同参画課  疾病対策課
		<b>○ 有害看板等の撤去の推進</b> ・路上違反広告物簡易除却 撤去枚数 はり紙8,086枚、はり札51枚、立看板226枚 合計8,363枚	道路管理課
● 思春期保健事業の充実	思春期保健事業の推進	<b>○ 親子を対象とした思春期保健セミナーの開催</b> ・思春期保健セミナー 「思春期を迎えた子どもたちに そして、大人に伝えたい ～薬物依存に苦しんだ当事者からのメッセージ～」 講師 横浜ダルクディケアセンター 石川 昌啓 氏 参加者20人（平成21年度）	健康企画課
		<b>○ 思春期保健相談の充実</b> ・思春期相談 件数 183件 （161人）	緑・中央・南保健センター、城山・津久井・相模湖・藤野保健福祉課
		<b>○ 思春期保健担当者連絡会の開催など</b> ・思春期保健担当者連絡会議 年2回開催（平成21年度）	健康企画課
		<b>○ 中学生・高校生を対象にした講座等の開催</b> ・「赤ちゃんとふれあい体験教室」 参加者 10人 ・「高校生のためのピアカウンセリング講座」 参加者 26人	中央保健センター 健康企画課
	の電話相談体制	<b>○ ヤングテレフォン相談の充実</b> ・青少年の抱えている悩み、心配事、不安等について、青少年本人からの電話相談やEメール相談に応じる。 また、青少年の養育上の不安や悩みをもつ保護者からの相談も受ける。相談件数 875件（Eメール相談を含む）	青少年相談センター

基本方VI 国際交流・国際協力の推進

施策の方向18 世界が取り組む人権問題についての理解とその解決に向けた国際協力・交流の促進

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
<p>● 国際理解・交流事業の促進</p>	<p>国際理解・国際交流の推進</p>	<p>○ 女性団体等の国際交流の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無錫市研修生の受入れ</li> </ul>	<p>渉外課</p>
		<p>○ 世界が取り組む女性の人権問題に関する講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみにおけるパネル展 「お母さんが語る女子差別撤廃条約」 9月30日～10月14日 参加者150人</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>
		<p>○ 情報誌を活用した各国の女性事情の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソレイユさがみの情報コーナーにおいて情報誌等提供</li> </ul>	<p>男女共同参画課</p>

施策の方向19 外国人女性の抱える問題解決とネットワークづくり

施策名	施策の内容	事業実績	平成23年度所管課
<p>●外国人女性への支援</p>	<p>相談体制等の充実</p>	<p>○外国人による外国人女性のための法律相談、健康相談、生活自立相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国籍市民からの市政や日常生活に関する悩みごとに応じる「外国人相談」と離婚、労働、消費者金融などの法律問題について、外国人相談員が通訳として同席し、弁護士が相談に応じる「外国人法律相談」を中央区役所市民相談室で実施 中国語、スペイン語、ポルトガル語、英語 相談件数 400件 「外国人法律相談」 第4木曜日 相談件数 10件</li> <li>・さがみはら国際交流ラウンジにおける相談の受付 8言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、カンボジア語）の言語スタッフを配置 相談件数 524件</li> </ul>	<p>中央区総務課市民相談室</p> <p>渉外課</p>
		<p>○日本人男性と結婚・離婚した外国人女性への相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談において実施</li> </ul>	<p>各区総務課</p>
		<p>○外国語版母子健康手帳の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・英語27冊、ハングル語2冊、中国語9冊、ポルトガル語4冊、タガログ語6冊、スペイン語0冊 合計48冊</li> </ul>	<p>健康企画課</p>
<p>●女性のネットワークづくり</p>	<p>のさがみはら国際交流ラウンジ活動における女性の支援</p>	<p>○男女共同参画に関する外国人女性との意見交換、交流会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「さがみはら国際交流フェスティバル2010」の開催 外国人との交流、相互理解を深めるため、ボランティアを中心とした実行委員会による「さがみはら国際交流フェスティバル」を開催。 参加者数 約3,500人</li> <li>・「ハローインターナショナルサロン」の開催 各テーマに合わせた各国・地域の料理大会及び交流を開催。とした実行委員会による「さがみはら国際交流フェスティバル」を開催した。 テーマ名 「世界のHOT&amp;SPICY 料理教室」 国・地域名 ネパール、ブラジル、中国、韓国 参加者数 37人  テーマ名 「親子で作る世界の料理教室」 国・地域名 中国、フィリピン、タイ、日本 参加者数 44人  テーマ名 「世界のお正月料理教室」 国・地域名 中国、ベトナム、カンボジア 参加者数 39人</li> </ul>	<p>渉外課</p> <p>渉外課</p>

### Ⅲ 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告

# 男女共同参画に関する意見等申出制度事業報告

この制度は、「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年4月1日から男女共同参画専門員（3名）を置き、本市の男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談や市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情について、申出をした者への助言や必要と認めたときは、関係者に対し助言、是正の要望等を行います。

平成22年度事業報告

《年間実績》

申出件数            0件

問合せ件数        1件

《参考》

平成22年度ソレイユさがみ女性相談における

セクシュアル・ハラスメント相談件数    12件

(資 料)

# ○さがみはら男女共同参画推進条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 1 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 基本的施策(第 10 条—第 16 条)

第 3 章 推進体制等(第 17 条—第 22 条)

第 4 章 雑則(第 23 条)

### 附則

男女が、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、私たち市民の願いである。

相模原市では、男女共同参画社会の実現に向け、これまでも「さがみはら男女平等憲章」、「さがみはら男女共同参画都市宣言」等に基づき、施策の推進に努めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく慣行が、広く根強く残存しているため、特に女性の能力の発揮を阻んでいる。このことは、同時に男性の生き方にも影響を与えており、男女平等とは言いがたい現実となっている。

また、女性に対するドメスティック・バイオレンスの根絶、男女平等に基づく就業環境の改善等が緊要な課題となっており、男女がともに生きやすい社会をつくるためには、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、相模原市にとって、これからの男女共同参画のまちづくりを考えたとき、あらゆる場において、教育の果たす役割が重要となっている。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の理念が行き渡る実効性のある取組が今強く求められており、性別にかかわらず人権が尊重され、豊かで活力ある未来を拓<sup>ひらく</sup>くため、ここに、この条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の理念並びに市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(男女共同参画の理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されることその他の男女の人権が平等に尊重されること。
- (2) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分業意識を反映して、男女の活動を制限することのないよう、又は自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (4) 家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女平等の意識が浸透し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (6) 男女が互いの性に関する理解を深め、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。
- (7) 男女共同参画社会の実現が、国内及び国際社会における様々な取組と密接に関連していることから、それらの取組と協調して行われること。

(市の役割)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を最重要課題の一つとして位置付け、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、実施するとともに、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の視点をもって取り組むものとする。

る。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県その他関係団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育に携わる者と協働して取り組むものとする。

(市民の役割)

- 第 5 条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他のあらゆる場において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むように努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3 市民は、次代を担う子どもたちの男女平等を推進する教育に関し、自ら積極的に参画するように努めなければならない。

(事業者の役割)

- 第 6 条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、就労者が職業生活における活動と子育て、介護等の家庭生活における活動とを両立できるような職場環境づくりに努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

- 3 事業者は、男女の就業状況その他の男女共同参画の取組状況について、市の求めに応じて報告するように努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

- 第 7 条 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければならない。

(性別による差別的扱い等の禁止)

- 第 8 条 何人も、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における配慮)

- 第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害する表現を行わないように努めなければならない。

## 第 2 章 基本的施策

(基本計画)

- 第 10 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない

い。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、相模原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活、地域生活及び職業生活への参画支援)

第11条 市は、市民、事業者等との協働により、家族を構成する男女が相互に協力し、自らの意思によって家庭生活、地域生活及び職業生活のそれぞれの活動に参画できるように必要な支援を行うものとする。

(啓発活動等)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民、事業者等の関心を高めるとともに、その理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現及び情報について、市民が主体的に解釈し、評価できる能力を向上するための学習の場を確保するものとする。

3 市は、地域、学校、職場その他のあらゆる場において指導的立場にある者に対する男女共同参画に関する研修機会の充実を図るものとする。

(被害者に対する支援)

第13条 市は、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント等の被害者に対し、救済、心身の健康回復等のための支援を実施するものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立に向けた支援を図るため、被害者を一時的に保護する施設を確保するとともに、その他必要な施策を実施するものとする。

(調査研究等)

第14条 市は、男女共同参画の推進に必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(民間の団体に対する支援及び協力)

第15条 市は、民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う諸活動に対し、必要な支援及び協力を行うものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第3章 推進体制等

(施策の推進体制の整備)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(審議会等の委員の構成)

第 18 条 市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱等を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の 10 分の 4 未満とならないように努めなければならない。

(男女共同参画推進週間)

第 19 条 市は、男女共同参画への関心と理解を深める取組が市民、事業者等に広く周知されるように男女共同参画推進週間を設ける。

(相模原市男女共同参画専門員)

第 20 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての意見、苦情及び相談(以下「施策に対する意見等」という。)並びに市内において男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての相談及び苦情(以下「人権侵害に対する相談等」という。)を処理するため、相模原市男女共同参画専門員(以下「専門員」という。)を置く。

2 専門員の定数は、3 人以内とする。

3 専門員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門員は、再任されることができる。

(意見等の申出等)

第 21 条 施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等のある者は、専門員にその旨を申し出ることができる。

2 専門員は、前項の規定により施策に対する意見等又は人権侵害に対する相談等の申出があった場合は、必要に応じて、その内容について調査を行うことができる。

3 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、関係資料の提出及び説明を求めることができる。

4 専門員は、施策に対する意見等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、施策を実施する機関に対し、助言、是正の要請等を行うことができる。

5 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、関係資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 専門員は、人権侵害に対する相談等の申出があった場合において、調査の結果、必要があると認めるときは、関係者に対し、助言、是正の要望等を行うことができる。

(拠点施設)

第 22 条 市は、相模原市立男女共同参画推進センターを活動拠点として、男女共同参画を推進するものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

## ○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第一百四十五回通常国会

小渕内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

### 男女共同参画社会基本法

#### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条—第十二条)

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

#### 第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認

可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

## 男女共同参画に関する年表（国際婦人年以降の国内外の主な動き）

年	国連の動き	日本の動き	相模原市の動き
1975 (昭和 50 年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 開催	「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位向上をはかる決議」採択	
1976 (昭和 51 年)	国連婦人の 10 年（～ 85 年）	「民法」改正（離婚復氏制度）、 戸籍法公布、施行	
1977 (昭和 52 年)		「女性の地位向上のための国内 行動計画」策定	
1979 (昭和 54 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約」採択		
1985 (昭和 60 年)	「国連婦人の 10 年」 ナイロビ世界会議	・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和 61 年)			・「女性に関する総合窓口」開設 ・第 3 次総合計画「21 世紀をめざすさがみはらプラン」を策定（女性の自立と参加による男女共同参画社会の実現をめざす）
1987 (昭和 62 年)		「西暦 2000 年に向けての新国内 行動計画」策定	
1988 (昭和 63 年)			・婦人問題基本調査実施 ・「相模原市婦人問題懇談会」設置
1989 (平成元年)			・「企画部女性政策課」設置 ・「さがみはら女性計画策定委員会・60 人委員」設置
1990 (平成 2 年)			「相模原市女性団体連絡協議会」設立

年	国連の動き	日本の動き	相模原市の動き
1991 (平成 3 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」公布 (92 年施行)</li> <li>・「新国内行動計画 (第一次改定)」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「さがみはら女性計画」策定</li> <li>・「相模原市における審議会等への男女共同参画を推進する要綱」制定</li> </ul>
1992 (平成 4 年)			「さがみはら男女平等憲章」制定
1993 (平成 5 年)			女性問題基本調査実施
1995 (平成 7 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界女性会議開催 (北京)</li> <li>・「北京宣言」及び「行動綱領」採択</li> </ul>	「育児休業法」改正 (介護休業制度) 公布 (98 年施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性政策情報コーナー」設置</li> <li>・「さがみはら女性計画後期実施計画」策定</li> </ul>
1996 (平成 8 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進連携会議発足</li> <li>・「男女共同参画 2000 年プラン」策定</li> </ul>	
1997 (平成 9 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会設置 (法律)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」の改正</li> </ul>	
1998 (平成 10 年)			「(仮称) 女性センター基本構想」策定
1999 (平成 11 年)		「男女共同参画社会基本法」施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新世紀さがみはらプラン」策定</li> <li>・女性問題基本調査実施</li> <li>・「(仮称) 男女共同参画推進センター基本計画」策定</li> </ul>
2000 (平成 12 年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>・「ストーカー規制法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「相模原市立男女共同参画推進センター (ソレイユさがみ)」開館</li> <li>・「さがみはら男女共同参画都市宣言」実施</li> <li>・「企画部男女共同参画課」に改称</li> </ul>
2001 (平成 13 年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者暴力防止法」公布・施行</li> </ul>	「さがみはら男女共同参画プラン 21」策定

年	国連の動き	日本の動き	相模原市の動き
2002 (平成 14 年)			「相模原市男女共同参画に関する意識調査」を実施
2004 (平成 16 年)		「配偶者暴力防止法」改正	・「さがみはら男女共同参画推進条例」施行 ・男女共同参画推進センターの指定管理者制度の導入「NPO 法人男女共同参画さがみはら」に管理運営を委託
2005 (平成 17 年)	第 49 回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)	・「育児・介護休業法」改正 ・「男女共同参画基本計画」(第 2 次)策定	「さがみはら男女共同参画プラン 21」の一部見直し
2006 (平成 18 年)		「男女雇用機会均等法」の改正	
2007 (平成 19 年)		「配偶者暴力防止法」改正	
2008 (平成 20 年)		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	「さがみはら男女共同参画プラン 21」の計画期間を 1 年延長(平成 23 年度まで)
2009 (平成 21 年)			「相模原市男女共同参画に関する市民意識・事業所調査」を実施
2010 (平成 22 年)		「男女共同参画基本計画」(第 3 次)策定	男女共同参画推進シンボルマークを制定

## さがみはら男女共同参画都市宣言

わたくしたちは  
 家庭に 地域に 職場に  
 男女がともに参画できる社会をつくります  
 人として 尊びあい  
 責任を分かちあい  
 豊かで活力ある未来を拓きます  
 市民 60 万人となった西暦 2000 年  
 相模原市は  
 男女共同参画都市として  
 新たにあゆみはじめます

平成 12 年 7 月 8 日

相模原市

平成23年度版  
相模原市の男女共同参画  
男女共同参画に関する年次報告書  
平成22年度報告

発行 相模原市  
(担当) 企画市民局市民部男女共同参画課  
相模原市中央区中央2丁目11番15号  
電話 042(769)8205 FAX 042(753)9413

平成23年11月発行